

第1～3回基盤整備部会  
委員意見及び対応方針(案)  
〈意見書〉

(第4回基盤整備部会資料)

令和元年10月29日

意見書様式(修正文案用)

資料2

(沖縄21世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)等総点検報告書(素案)に対する意見)

基盤整備部会

番号	委員 専門委員	章	頁	行	報告書(素案)本文	意見(修正文案等)	理由等	審議結果(案) (事務局対応方針)	所管課	種別	処置 状況	最終振 り分け 方針																																																														
1	小野 専門 委員	2章	25 86 286	41 — 13	<p>人口は、平成24年の141万2千人から平成29年の144万4千人に増加した。</p> <p>(7)離島における定住条件の整備 沖縄振興特別措置法によって政令で指定された離島は、復帰当時の57島から、本島との架橋等によって伊計島、瀬底島、浜比嘉島、古宇利島など8島が指定解除され、下地島などが追加されたことにより、平成30年3月末現在54島となっており、うち有人離島が37島となっている。</p> <p>指定離島の人口は、昭和50年の12万4,873人から、石垣島、宮古島等において故郷志向によるUターンがみられたことや、観光関連産業等の発展がみられたこと等から、昭和60年には13万1,923人まで増加した。その後は、生活面で島外への高校・大学進学が増えたことや、産業面で雇用の場が少ないことによる転出等により、人口が減少し、平成27年には12万5,938人と昭和50年と同水準となっている。</p> <p>本県人口に占める離島人口の割合をみると、昭和50年には12.0%を占めていたが、本県人口が昭和50年から平成27年にかけて39万1千人増加したため、平成27年には約8.8%まで減少している。</p> <p>【人口】 本土復帰の昭和47年に96万人であった本県の人口は、増加基調で推移し、我が国の総人口が平成22年をピークに減少傾向に転じる中においても高い出生率に支えられ、一貫して増加を続け、平成29年には144.4万人に達しており、基本計画の目標年次に見込んだ144万人を達成している。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると本県の人口は令和12年頃まで増加傾向で推移することから、目標年次には展望値を上回ることが見込まれる</p>	<p>人口密度の記載を入れる。</p> <p>2. 市街化区域及び市街化調整区域における人口、産業の規模 (1)人口 市街化区域及び市街化調整区域における人口は次のとおりである。単位は世帯数。</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>平成22年</th> <th>平成23年</th> <th>平成24年</th> </tr> <tr> <td>市街化区域</td> <td>73.4千人</td> <td>79.7千人</td> <td>79.2千人</td> </tr> <tr> <td>市街化調整区域</td> <td>49.6千人</td> <td>50.8千人</td> <td>51.5千人</td> </tr> <tr> <td>市街化調整区域</td> <td>81.4千人</td> <td>81.4千人</td> <td>83.0千人</td> </tr> </table> <p>(2)産業 市街化区域及び市街化調整区域における産業は以下のとおりである。単位は世帯数。</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>平成22年</th> <th>平成23年</th> <th>平成24年</th> </tr> <tr> <td>農業</td> <td>3,709世帯</td> <td>3,763世帯</td> <td>4,026世帯</td> </tr> <tr> <td>漁業</td> <td>23,311世帯</td> <td>23,467世帯</td> <td>22,937世帯</td> </tr> <tr> <td>工業</td> <td>4,999世帯</td> <td>5,099世帯</td> <td>5,099世帯</td> </tr> <tr> <td>商業</td> <td>41,976世帯</td> <td>42,276世帯</td> <td>42,976世帯</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>274,976世帯</td> <td>275,976世帯</td> <td>280,976世帯</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>324,976世帯</td> <td>328,976世帯</td> <td>336,976世帯</td> </tr> </table> <p>(4)将来人口推計 以上より、将来の人口推計は以下のとおりである。単位は千人。</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>平成22年</th> <th>平成23年</th> <th>平成24年</th> <th>平成25年</th> <th>平成26年</th> <th>平成27年</th> <th>平成28年</th> <th>平成29年</th> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>141.2</td> <td>142.0</td> <td>142.8</td> <td>143.6</td> <td>144.4</td> <td>145.2</td> <td>146.0</td> <td>146.8</td> </tr> </table> <p>将来人口推計 平成22年 141.2千人 平成23年 142.0千人 平成24年 142.8千人 平成25年 143.6千人 平成26年 144.4千人 平成27年 145.2千人 平成28年 146.0千人 平成29年 146.8千人</p>	区分	平成22年	平成23年	平成24年	市街化区域	73.4千人	79.7千人	79.2千人	市街化調整区域	49.6千人	50.8千人	51.5千人	市街化調整区域	81.4千人	81.4千人	83.0千人	区分	平成22年	平成23年	平成24年	農業	3,709世帯	3,763世帯	4,026世帯	漁業	23,311世帯	23,467世帯	22,937世帯	工業	4,999世帯	5,099世帯	5,099世帯	商業	41,976世帯	42,276世帯	42,976世帯	サービス業	274,976世帯	275,976世帯	280,976世帯	合計	324,976世帯	328,976世帯	336,976世帯	区分	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	合計	141.2	142.0	142.8	143.6	144.4	145.2	146.0	146.8	<p>人口減少時代が今後到来します。沖縄県の『那覇広域都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」』平成29年6月の24ページによると、過去10年と今後10年の人口の伸びは大きく異なる。これまでの10年間2万6千人、今後10年間の人口の伸びは800人と推計されている。浦添市都市計画マスタープラン30ページでは今後10年(平成42年目標年次)の人口の伸びを1万人、西原町都市計画マスタープランでも平成42年目標で2万人の人口の伸びを予定している。薄く広まった人口密度では、公共交通(主にバス)を維持することが難しいことから、人口密度を維持するための広域での土地利用規制の方向性を社会基盤の長期的整備や維持の方針と合わせて検討していくことが求められている。将来人口密度は国土交通省の方で公開されており、推計なくとも利用が可能である(ただし、基地跡地等大規模な面的開発地を含む小地域を除く)。私は、那覇市の立地適正化計画策定検討委員会でも有識者を務めているが、平成の大合併を経験していない那覇市を含むエリアでは、市町村単位での立地適正化計画では、都市機能誘導区域と、居住誘導区域を市町村単位で設定しても長期的な誘導に限界がある事は、すでに明らかとなっている。</p> <p>沖縄県においては、広域都市計画区域での立地適正化計画の策定及び検討が強く望まれることであり、方針を検討するにあたっては人口密度での記載が必要である。また集計しなくても、国土数値情報で将来人口推計が密度で示されていることから、それらは社会基盤および都市の構造の計画や誘導で重要な指針となる事から、見直しの段階で、検討情報に加えないと、方向性を大きく見誤るので、人口等の基礎情報の正確な記載が求められる。</p>	<p>【原文のとおり】 (理由) 委員ご指摘の内容に関しては、3章351頁2行から4行に包括されと考えます。その記載に加え、都市計画区域の中で国が進めております、立地適正化計画制度の活用も有効であると認識しております。</p> <p>同制度では、土地利用規制等と併せて、持続的な公共交通事業の確立も掲げられており、計画策定には、まちづくりの主体である市町村が、地域特性を生かした、将来の望ましいまちづくり実現に向け、主体的に取り組むこととされており、県には各市町村の意見に配慮し、広域的な調整を図ることが期待されております。</p> <p>県としては、今後も市町村が策定する市町村マスタープラン等において、コンパクトな都市構造の方針を位置づけるよう広域的な視点から市町村と調整を図りつつ、人口密度についてもどう活用できるか市町村と調整を行っていくことなどから原文のとおりとする。</p>	都市計 画・モノ レール課 (企画)	第2回 意見書 8月12日	済	別紙 2-2
区分	平成22年	平成23年	平成24年																																																																							
市街化区域	73.4千人	79.7千人	79.2千人																																																																							
市街化調整区域	49.6千人	50.8千人	51.5千人																																																																							
市街化調整区域	81.4千人	81.4千人	83.0千人																																																																							
区分	平成22年	平成23年	平成24年																																																																							
農業	3,709世帯	3,763世帯	4,026世帯																																																																							
漁業	23,311世帯	23,467世帯	22,937世帯																																																																							
工業	4,999世帯	5,099世帯	5,099世帯																																																																							
商業	41,976世帯	42,276世帯	42,976世帯																																																																							
サービス業	274,976世帯	275,976世帯	280,976世帯																																																																							
合計	324,976世帯	328,976世帯	336,976世帯																																																																							
区分	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年																																																																		
合計	141.2	142.0	142.8	143.6	144.4	145.2	146.0	146.8																																																																		

意見書様式(修正文案用)

資料2

(沖縄21世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)等総点検報告書(素案)に対する意見)

基盤整備部会

番号	委員 専門委員	章	頁	行	報告書(素案)本文	意見(修正文案等)	理由等	審議結果(案) (事務局対応方針)	所管課	種別	処置 状況	最終振 り分け 方針
2	小野 専門委員	2章	109	41	<p>(課題) 河川の整備については、治水・利水との調和を図りながら、河川固有の自然景観や豊かな生態系に配慮した多自然川づくりを基本方針とし、浸水被害が頻発する都市河川の重点的な整備の推進など、洪水被害の防止に努める。 また、近年は集中豪雨が全国的に頻発している。本県の河川においても、急激に水位が上昇する事例が見られるため、関係機関に対し、迅速かつ的確な情報収集及び伝達のための体制を整える必要がある。</p>	<p>課題の中には、昨今の気候変動を受けたゲリラ豪雨などに対応するためには、河川整備(ハード)や避難計画(ソフト)だけで対応するのではなく、立地適正化計画の策定を通じて、過去の浸水被害や今後の予測を参考に、居住誘導区域から除外することにより実際に人命の被害に及ぶ浸水戸数の減少を目指すなど、流域での建築行為や開発行為の抑制が求められる。 また、排水区毎に大規模開発行為や建築行為での敷地単位の流出係数を設定し、短時間の増水を抑える等の総合的な対策が必要である。</p> <p>(事務局修正案) 河川の整備については、治水・利水との調和を図りながら、河川固有の自然景観や豊かな生態系に配慮した多自然川づくりを基本方針とし、浸水被害が頻発する都市河川の重点的な整備の推進など、洪水被害の防止に努めるとともに、引き続き、長寿命化計画等を基に施設を維持・更新していく必要がある。 近年、豪雨被害が全国的に頻発していることから、施設では守り切れない大洪水は必ず発生するとの考えの基に、ソフト対策の強化を図る必要がある。このため、引き続き、県、国、市町村等において、洪水に関する情報の共有を行い、さらなる水防災意識の醸成、防災知識の向上のため継続した取り組みとともに、水位情報等を住民等へ提供するために情報伝達ツールの整備が必要である。 河川整備の進捗により、洪水による河川の氾濫は着実に減少しているが、都市部においては、近年の急激な集中豪雨により、冠水被害が発生している状況である。このため、流域全体での流出抑制の取り組みとして、開発行為審査における流出対策の指導を始め、景観創出のための都市及び道路の緑化や、道路環境改善のための透水性舗装等を推進するなど、関係機関との連携が必要である。</p>	<p>気候変動による短時間降雨の激甚化は顕著な傾向であり、治水対策は河川設備だけで行うべきでないのは国土交通省の本庁の動向でも明示されている。関連する制度では、1)「立地適正化計画の策定」により過去の被災状況やリスクを考慮して、被災リスクのあるエリアを居住誘導区域から外す取り組みや(流域での土地利用規制)、2)透水性舗装や雨水タンクの整備等または緑化の推進等の敷地内浸透能力や保水能力の向上(個別敷地での対策設定(開発許可の技術基準での指導や、環境影響評価での水象影響での指導による実現))等の方策が求められている。こうした点について触れないまま、河川整備だけで行うこととするのは国の方針からも外れるため</p>	<p>【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】(理由) 109頁(課題)に修正・追記 委員の意見を踏まえ、ソフト対策による取り組みや流域全体での流出抑制の取り組み、開発行為審査における流出対策の指導等を追記。 (修正理由) 河川管理者の取り組みとして、水防法改正に伴い河川に係る浸水想定区域図の見直しや、減災対策協議会の設立等、これまでのハード対策に加え、ソフト対策の強化を図っているところである。 また、近年の急激な集中豪雨に対しては、流域全体での流出抑制の取り組みのため関係機関との連携が必要であることから(課題)に追記する。</p>	河川課 建築指導課 下水道課	第2回 意見書 8月12日	済	別紙 2-2

意見書様式(修正文案用)

資料2

(沖縄21世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)等総点検報告書(素案)に対する意見)

基盤整備部会												
番号	委員 専門委員	章	頁	行	報告書(素案)本文	意見(修正文案等)	理由等	審議結果(案) (事務局対応方針)	所管課	種別	処置 状況	最終振 り分け 方針
3	宮城 専門委員	2章	133	20	このため、那覇港との適正な機能分担、定期船航路の拡充に向けた取組のほか、産業支援港として港湾機能向上を図る必要がある。	このため、那覇港との適正な機能分担、アクセス環境の充実、定期船航路の拡充に向けた取組のほか、産業支援港として港湾機能向上を図る必要がある。	那覇港と中城港の陸路にも交通渋滞等の課題があり、陸上輸送コストの負担が大きい。	【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】 中城湾港と那覇港間の交通渋滞は確認していますが、「陸上輸送の時間コスト軽減」に関して具体的に把握されていないことから、文言を記載しておりません。しかしながら、陸路でのアクセス性の向上対策も必要であることから、「アクセス環境の充実」を該当箇所に追記する。	港湾課	第2回 意見書 8月12日	済	別紙 2-2
4	小野 専門委員	3章	351	1~4	低炭素都市づくりを推進するため、無秩序な都市の拡大を抑制し、地域の特性を生かしたコンパクトな都市構造の形成を図るため、市町村の都市計画マスタープランにおいて、集約拠点への公共施設・サービス施設等の立地及び居住の誘導、土地利用の複合化等を促進する必要がある。	-	【重要性を増した課題】 人口減少時代に合わせた長期的な都市構造への転換に向けた横断的な取り組みが必要	【原文のとおり】 (理由) 県としては、県土の均衡ある発展や持続可能な社会の構築に向け、都市計画区域関係市町村と一体となって取り組むこととしています。 都市計画に関する課題等に対応するため、関係市町村や県関係部局及び学識経験者等で構成する協議会を設置するなど、必要に応じた横断的な取り組みを適時行うこととしていることから原文のとおりとする。	都市計画 モノレー ル課(企 画)	第2回 意見書 8月12日	済	別紙 2-2
5	平良 専門委員	3章	-	-	-	-	【重要性を増した課題】 電線類の地中化は景観のみでなく本来は台風常襲地帯の本県においては県民生活の安全・安心、観光の振興など防災・産業振興の観点から非常に重要であるがその取り組みが遅すぎる。 電線類地中化事業は新たな振興計画の大きな柱に位置付けるくらいの取り組みが不可欠。そのための対策を検討すべき。	【原文のとおり】 (理由) 沖縄県内の道路では、平成3年度から無電柱化推進計画等による整備を行っており、平成30年度末までに154.7kmの整備を完了している。無電柱化推進事業は道路管理者と電線管理者で一体的に行うものであり、電線管理者へ生じる費用負担も少なくないため協力が不可欠となることから、「沖縄ブロック無電柱化推進協議会」等を通して整備が可能な路線及び延長について合意形成を図りつつ事業を推進しており、電線管理者の意見も踏まえて今後の対策を検討すべきと考えられることから原文のとおりとする。	道路管理 課	第2回 意見書 8月9日	済	別紙 2-2

意見書様式(修正文案用)

資料2

(沖縄21世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)等総点検報告書(素案)に対する意見)

										基盤整備部会			
番号	委員 専門委員	章	頁	行	報告書(素案)本文	意見(修正文案等)	理由等	審議結果(案) (事務局対応方針)	所管課	種別	処置 状況	最終振 り分け 方針	
5-1	神谷 専門委員	3章	P413	37~40	<p>輸送手段及び避難地等の確保については、道路の災害防除を図るため、これまでに国道331号等の緊急輸送道路の落石防止対策・法面崩壊防止対策を行った。</p> <p>これらの取組などにより、平成29年の道路法面等危険除去箇所数は、30か所となり、目標値の達成に向けて着実に前進している。</p>		<p>電線地中化について、緊急輸送道路に指定した箇所について記載を行う必要がある。</p>	<p><b>【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】</b> (理由) 緊急輸送道路は平成8年度に最初の指定をしている。昨年度見直しを行っており、平成31年2月に決定している。 現在、道路法37条に基づく占用の制限などの協議を進めており、現段階で指定に至っていない状況となっている。電線管理者から意見がでており、現在年度内の指定に向けて協議を進めている。 現時点において協議を進めている段階であることから記載は行っていないが、委員の意見を受け報告書の成果に入れられないかを検討する。 (事務局案)</p> <p><b>【P413】</b> 輸送手段及び避難地等の確保については、<b>第1次、第2次の緊急輸送道路に指定された県管理道路の区間について、道路法第37条に基づく電柱等の占用制限による無電柱化の推進に取り組むとともに、</b>道路の災害防除を図るため、これまでに国道331号等の緊急輸送道路の落石防止対策・法面崩壊防止対策を行った。 これらの取組などにより、平成29年の道路法面等危険除去箇所数は、30か所となるなど、目標値の達成に向けて着実に前進している。</p>	道路管理課	第3回 委員意見	未	別紙 2-2	
			P415	5~7	<p>輸送手段及び避難地等の確保については、災害発生時に住民迅速かつ的確な避難行動をとることが重要であるため、避難場所や避難経路の確保及び緊急輸送機能を持つ施設の整備が必要である。</p>		<p><b>【P415】</b> 輸送手段及び避難地等の確保については、災害発生時に住民が迅速かつ的確な避難行動をとることが重要であるため、避難場所や避難経路の確保及び<b>緊急輸送道路の無電柱化など</b>緊急輸送機能を持つ施設の整備が必要である。</p>						
6	平良 専門委員	3章	-	-	-	-	<p><b>【重要性を増した課題】</b> 観光客の飛躍的増大に伴い、地域・離島によってはオーバー・ツーリズムが現実の課題となっている。これに対応した基盤整備、特に道路、空港、港湾、社会施設の整備・配置の在り方が問われる時代になってきた。観光入域客数目標を1500万人とするとこの問題は重要となる。</p>	<p><b>【原文のとおり】</b> (理由) 近年急速に増加する観光客への対応については、道路、空港、港湾などの社会基盤の整備やソフト対策により対策を行っている。今後の入域観光客数の動向を注視しながら関係部局と連携し、次期振興計画における検討課題としてと考えていることから原文のとおりとする。</p>	土木総務課	第2回 意見書 8月9日	済	別紙 2-2 2-4 【重】	

## 意見書様式(修正文案用)

資料2

## (沖縄21世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)等総点検報告書(素案)に対する意見)

							基盤整備部会					
番号	委員 専門委員	章	頁	行	報告書(素案)本文	意見(修正文案等)	理由等	審議結果(案) (事務局対応方針)	所管課	種別	処置 状況	最終振 り分け 方針
7	良 平 専 門 委 員	3章	575	7	記述なし	-	【新たに生じた課題】 観光客の飛躍的増大に伴い、島によってはオーバー・ツーリズムが懸念される。特に、宮古島では水の確保は大丈夫かという懸念の声がある。島ごとに検討すべき。	【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】 (理由) 委員の意見を踏まえ下記事項を追記する。 (事務局案) 575頁、7行に「なお、島ごと(水源ごと)の水需要については、人口や観光客などの動向を踏まえた水道事業者の見通しを注視していく。」を追記する。	企業局 地域・離 島課 河川課 衛生薬務 課	第2回 意見書 8月9日	未	別紙 2-2 2-4 【重】
7-1	神 谷 専 門 委 員	2章	102	1~24	【表2-2-1-6-2】	-	水資源について水資源開発としてのダムなどのキャパシティの記載をする必要がある。	【原文のとおり】 (理由) (地域・離島課) 主な水源については、102頁、【表2-2-1-6-2】に記載されているため、原文のとおりとしたい。	企業局 地域・離 島課 河川課 衛生薬務 課	第3回 委員意 見	未	別紙 2-2 2-4 【重】
8	良 平 専 門 委 員	3章			資料3に移動		【重要性を増した課題】 商工労働部が所管するものづくり産業の支援制度として「産業高度化・事業革新促進地域制度」があるが、建設業関連業種は対象となっていない。沖縄県においては本島のみでなく地域・離島等において建設業は重要な役割を果たしており、この制度の対象業種に加え建設関連業の高度化・振興を支援する必要がある。	【産業振興部会へ申し送り】	技術建設 業課	第2回 意見書 8月9日	未	他部会
9	良 平 専 門 委 員	3章			資料3に移動		【重要性を増した課題】 建設業界では人材確保が深刻な状況にある。特に中規模以下の企業では人的余裕がなく育成に時間のかかる社員採用は難しく、ある程度即戦力のある人材を求めている。このため商工労働部が所管する職業能力開発校と連携(学科の拡充も含む。)しある程度即戦力となる人材を創出していく必要がある。工業高校卒だけでは不足するので普通高校卒の人材(建設業への転換)も含めて検討が必要と思われる。	【原文のとおり】 (理由) 人手不足対策については、建設産業の喫緊の課題であり、「沖縄県建設産業ビジョン2018」においても最重要課題と位置づけ、建設企業、業界団体、行政及び教育機関が連携して取り組んでいるところであります。 また、質の高い人材の確保については、建設業界から教育庁に対して、工業高校の既設学科(土木・建築科)の増設や離島地域への「建築科」の設置に関する要望がなされております。	技術建設 業課	第2回 意見書 8月9日	未	別紙 2-2 2-4 【重】

意見書様式(修正文案用)

資料2

(沖縄21世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)等総点検報告書(素案)に対する意見)

基盤整備部会

番号	委員 専門委員	章	頁	行	報告書(素案)本文	意見(修正文案等)	理由等	審議結果(案) (事務局対応方針)	所管課	種別	処置 状況	最終振 り分け 方針
10	平良 専門 委員	3章	102 103	34 6	※記述なし	(事務局案) 【102頁 34行】 加えて、水源で検出される有機フッ素化合物などの水質課題に対しては、高度浄水処理などの対策を実施している。 【103ページ 6行】 有機フッ素化合物などの水質課題については、安全・安心な水道水を供給するため、水質管理や浄水処理に努めるとともに、更なる低減化対策を行う必要がある。	【新たに生じた課題】 米軍・嘉手納飛行場由来の汚染と思われる有機フッ素化合物(PFOS、PFOA)について、県民の安全・安心の観点から上下水道の整備に合わせて水質の確保対策を明記すべきではないか。新たな水源の確保も検討課題(比謝川水系の水源廃止)。	【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】 (理由) 素案に記載が無いため、左案のとおり追加する。	企業局	第2回 意見書 8月9日	済	別紙 2-2 2-4 【新】
11	東江 専門 委員	3章	-	-	-	-	沖縄21世紀ビジョン基本計画等総点検報告書(素案)においては、「公共交通」としてバスや沖縄都市モノレールについての記載があるものの、ハイヤー・タクシーについては言及されていない。 また、『沖縄21世紀ビジョン基本計画』の主な事業における概要説明資料においても、公共交通として「⑦沖縄都市モノレール」や「⑧バス」、「⑨鉄軌道」のページが設けられ、施策や成果、課題について記載があるものの、ハイヤー・タクシーについては記載がなされていない。	【原文のとおり】 (理由) 県では、タクシーは、利用客の個別ニーズに合わせたドアツードア輸送が可能であり、高齢者や障がい者等いわゆる交通弱者を含む県民の日常生活を支える重要な交通機関として認識しております。 このため、県としては、タクシーの公共交通機関としての役割の重要性を踏まえながら、業界が抱える課題とその対応について、引き続き、協会を含む関係機関等との協議を重ねてまいります。	交通政策課	第2回 意見書 8月15日	済	別紙 2-2

意見書様式(修正文案用)

資料2

(沖縄21世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)等総点検報告書(素案)に対する意見)

基盤整備部会

番号	委員 専門委員	章	頁	行	報告書(素案)本文	意見(修正文案等)	理由等	審議結果(案) (事務局対応方針)	所管課	種別	処置 状況	最終振 り分け 方針
12	東江 専門 委員	3章	-	-	-	-	<p>ハイヤー・タクシーについても、ページを設けて「今後の主な課題」などを検証するとともに、次期計画においては、ハイヤー・タクシー事業が公共交通としての役割を十分果たせるよう、直面する以下の課題解決に向けて施策を盛り込んでいただきたい。</p> <p>○ 今後の主な課題</p> <p>(1) タクシー乗務員の不足、高齢化 (2) タクシー乗降場・待機場の整備 (3) 白タク問題等の根絶 (4) その他</p>	<p>【原文のとおり】 (理由)</p> <p>タクシー乗務員の不足、高齢化については、交通運輸分野において、陸上交通のみならず、海上、航空の各業界においても人手不足が課題となっております。ハイヤー・タクシー業界においても、運転手の高齢化に伴う人手不足など取り組むべき課題があると考えており、その対応について、引き続き、協会を含む関係機関等との協議を重ねてまいりたいと考えていることより原文のとおりとする。</p> <p>またタクシー乗降場・待機場の整備については、県有建築物の整備において、施設の規模・用途等を勘案し、タクシーの乗降場・待機場の整備の必要性について検討したいと考えていることより原文の通りとしたい。</p> <p>さらに白タク問題等の根絶については、関係機関と連携し、違法行為の情報収集に努めるとともに、実態解明を推進し、白タク行為等の法令違反に対しては厳正に対処していくことから原文のとおりとしたい。</p>	(1) 交通政策課 (2) 施設建築課 (3) 県警本部	第2回 意見書 8月15日	済	別紙 2-2

意見書様式(修正文案用)

資料2

(沖縄21世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)等総点検報告書(素案)に対する意見)

基盤整備部会

番号	委員 専門委員	章	頁	行	報告書(素案)本文	意見(修正文案等)	理由等	審議結果(案) (事務局対応方針)	所管課	種別	処置 状況	最終振 り分け 方針
13	東江 専門委員	3章	—	—	—	—	タクシ-の乗降場・待機場については、他府県の状況も参考に、利用者利便の向上や安全性に配慮した整備を推進していただきたい。 また、とりわけ行政機関においては、今後、新たに建設される公共施設や整備が予定される道路等におけるタクシ-の乗降場・待機場について、構想や基本計画の段階から、遅くとも実施設計の段階においては、関係する機関や利用者団体、当協会等との事前の調整、意見の集約がなされる仕組みの実現方にご配慮を賜りたい。	【原文のとおり】 (理由) タクシ-乗降場・待機場の整備については、県有建築物の整備において、施設の規模・用途等を勘案し、タクシ-の乗降場・待機場の整備の必要性について検討したいと考えていることより原文の通りとしたい。	施設建築課	第2回 意見書 8月15日	済	別紙 2-2
14	神谷 専門委員	3章	—	—	—	—	【重要性を増した課題】 ・マイクロプラスチックについて 記述が圧倒的に少ない。競技場を含め、公園で使われている(人工芝の下やトラックなど)プラスチック製品の雨天時流出が問題となっている。使用しないことも含めて検討すべき。	【環境部会へ申し送り】 (理由) 公園整備にあたっては各種競技大会の会場として、また、スポーツレ・クリエーション需要への対応として運動競技施設を整備しています。 プラスチック製品の使用については、関係部局の取り組みを参考に、代替資材の使用等、今後の検討課題とします。また記述については環境部会へ申し送りをを行っています。	環境部会 都市公園課	第2回 意見書 8月16日	済	別紙 2-2 2-4 他部会

## 意見書様式(修正文案用)

資料2

## (沖縄21世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)等総点検報告書(素案)に対する意見)

											基盤整備部会			
番号	委員 専門委員	章	頁	行	報告書(素案)本文	意見(修正文案等)	理由等	審議結果(案) (事務局対応方針)	所管課	種別	処置 状況	最終振 り分け 方針		
15	神谷 専門委員	3章	—	—	—	—	【重要性を増した課題】 ・県が支援した市町村主催の文化芸術関連イベントの来場者数の成果指標のとなっている来場者数の計測方法について 来場者数は主催者発表になっていると思いますが、主催者は何を根拠に発表しているのでしょうか？この計測方法を明確にすべき。	【文化観光・スポーツ部会へ申し送り】	文化観光・スポーツ部会	第2回 意見書 8月16日	済	他部会		
15-1	神谷 専門委員						目標とする姿について、高率補助を受けて整備をしたことに対して満足度の評価では無く対外的に説明可能な数値を用いた方が良い。	【原文のとおり】 (理由) 各施策ごとに「成果指標」を設定しており、この指標により、定量的・客観的に評価・検証を行っていることから原文のとおりとしたい。	土木総務課	第3回 委員意見	未	別紙 2-2		
16	神谷 専門委員	3章	334	23-29	〈主な成果指標の状況〉 自然環境に配慮した河川整備の割合	—	【重要性を増した課題】 ・「沖縄らしい風景⇒自然環境に配慮した河川整備」とあるが、指標は在来種数や外来種数および比率ではないか。 沖縄の河川では、数多くの落差工や現在は使われていない堰が残っていたりすることにより、流速を遅くし、外来種が生息しやすい環境を作っている河川もある。また、水質も関連している。護岸などだけによる部分的な河川整備だけでなく、上流から河口および流域を含めた議論が必要であり、その指標は種数で議論すべき。	【原文のとおり】 河川管理者として、治水対策と同時に自然環境に配慮した河川整備を行っているところです。ご指摘の内容は、環境部会と情報を共有して対応を検討していくため原文のとおりとしたい。	河川課 環境政策課	第2回 意見書 8月16日	済	別紙 2-2		

意見書様式(修正文案用)

資料2

(沖縄21世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)等総点検報告書(素案)に対する意見)

基盤整備部会

番号	委員 専門委員	章	頁	行	報告書(素案)本文	意見(修正文案等)	理由等	審議結果(案) (事務局対応方針)	所管課	種別	処置 状況	最終振 り分け 方針
17	神谷 専門委員	3章 4章	439 687	18 39	これらの取組などにより、 <u>バスの利用環境が改善され、利用者の減少に歯止めがかかりつつあるものの、依然として県民の自動車依存が高いことや市街地の拡大等が影響し、乗合バス利用者数は平成29年度7万2,161人と基準値を下回っている。</u>		【重要性を増した課題】 ・バスに関する記述を適切にすべき。 バス利用者が減少しているとなっているが、丁寧に評価すべき(現状の記述ではこれまでの努力が無駄のように見える)。そもそもバスのサービスレベル(運行本数など)はかなり下がっているはずである。それなのに、利用者を増やすということか。例えば、補助路線や補助額で見たらどうなのか、路線別平均乗車密度はどうかなど、どこに効果が表れ、影響が出ているのはどこなのかを記述すべき。	【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】 (理由) IC乗車券システムOKICAの導入やバスレーンの導入等によりバスの乗降時間や待ち時間及び所要時間の短縮が図られるなどの効果が出ていること、公共交通利用環境改善の取組を開始した平成24年度以降は利用者の減少に歯止めがかかっていること、一方で運転手不足等の課題が明らかになっていることなどについて、総点検報告書へ追記を行う。 (事務局修正案) これらの取組などにより、 <u>バスの乗降時間や待ち時間及び所要時間の短縮が図られるなどの利用環境改善効果が現れており、依然として県民の自動車依存が高いことや市街地の拡大等が影響し、乗合バス利用者数は平成29年度7万2,161人と基準値を下回っているものの、バスの利用環境改善に係る取組を開始した平成24年度以降は、利用者の減少に歯止めがかかりつつある。</u>	交通政策課	第2回 意見書 8月16日	未	別紙 2-2
18	神谷 専門委員	3章	398	23-38	(主な成果指標の状況) 救急患者が適切治療を受けられること)	-	【重要性を増した課題】 ・救急患者が適切な治療が受けられていることについて 満足度調査で計るべきではない。救急に関する実績データは存在する。搬送時間などを含め過去からさかのぼることもできるはずである。定量的・客観的な指標で評価すべき。	【原文のとおり】 (理由) 「目標とするすがた」については、計画策定時に設定されたものとなっております。今後適切な指標等がございましたら、次期計画策定時に検討したいと考えております。「目標とするすがた」は、基本施策ごとに、その進捗状況を把握する指標として設定しております。各施策ごとに「成果指標」を設定しており、この指標により、定量的・客観的に評価・検証を行っていることから原文のとおりとする。	企画調整課	第2回 意見書 8月16日	済	別紙 2-2
18-1	神谷 専門委員						目標とする姿について、高率補助を受けて整備をしたことに対して満足度の評価では無く対外的に説明可能な数値を用いた方がよい。	【原文のとおり】 (理由) 各施策ごとに「成果指標」を設定しており、この指標により、定量的・客観的に評価・検証を行っていることから原文のとおりとしたい。	土木総務課	第3回 委員意見	未	別紙 2-2

意見書様式(修正文案用)

資料2

(沖縄21世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)等総点検報告書(素案)に対する意見)

										基盤整備部会			
番号	委員 専門委員	章	頁	行	報告書(素案)本文	意見(修正文案等)	理由等	審議結果(案) (事務局対応方針)	所管課	種別	処置 状況	最終振 り分け 方針	
19	神谷 専門委員	3章	410	16~26	<p>&lt;目標とする姿の状況&gt; ・地震、台風などの防災対策が充実していること ・犯罪におびやかされることなく安心な暮らしが確保されていること ・交通ルールが遵守され、マナーが向上し、 ・交通の安全が確保されていること</p>	-	<p>【重要性を増した課題】 防災・防犯・交通安全を満足度で評価すべきでない。防災の場合、津波避難困難者数の減少や公共施設の耐震性能、浸水対策等、客観的評価指標はいくらでもある。県民の感覚で評価すべきでない。(災害のことを知らない人は不安にならない)交通安全についても、事故認知件数など評価指標はある。</p>	<p>【原文のとおり】 (理由) 「目標とするすがた」については、計画策定時に設定されたものとなっております。今後適切な指標等がございましたら、次期計画策定時において検討したいと考えております。「目標とするすがた」は、基本施策ごとに、その進捗状況を把握する指標として設定しております。各施策ごとに「成果指標」を設定しており、この指標により、定量的・客観的に評価・検証を行っていることから原文の通りとする。</p>	企画調整課	第2回 意見書 8月16日	済	別紙 2-2	
19-1	神谷 専門委員						<p>目標とする姿について、高率補助を受けて整備をしたことに対して満足度の評価では無く対外的に説明可能な数値を用いた方が良い。</p>	<p>【原文のとおり】 (理由) 各施策ごとに「成果指標」を設定しており、この指標により、定量的・客観的に評価・検証を行っていることから原文のとおりとしたい。</p>	土木総務課	第3回 委員意見	未	別紙 2-2	
20	神谷 専門	2章	109 110	P109 39 行目 P110 1	<p>(課題) 河川の整備については、治水・利水との調和を図りながら、河川固有の自然景観や豊かな生態系に配慮した多自然川づくりを基本方針とし、浸水被害が頻発する都市河川の重点的な整備の推進など、洪水被害の防止に努める。 また、近年は集中豪雨が全国的に頻発している。本県の河川においても、急激に水位が上昇する事例が見られるため、関係機関に対し、迅速かつ的確な情報収集及び伝達のための体制を整える必要がある。</p>	<p>(事務局修正案) (109頁(課題)の前に追記) <u>これまでのハード対策に加え、県では、想定外の大規模な水害に備えるため、想定し得る最大規模の降雨を前提とした浸水想定区域図の作成・公表や、県、国、市町村等からなる「沖縄県管理河川の大規模氾濫に関する減災対策協議会」を新たに組織して、関係者の事前の備えと連携の強化により、社会全体で被害を防止・軽減させるとともに、情報伝達ツールを通じて、水位情報等を住民等へ提供し、ソフト対策の強化を図っている。</u> (課題) 河川の整備については、治水・利水との調和を図りながら、河川固有の自然景観や豊かな生態系に配慮した多自然川づくりを基本方針とし、浸水被害が頻発する都市河川の重点的な整備の推進など、洪水被害の防止に努めるとともに、<u>引き続き、長寿命化計画等を基に施設を維持・更新していく必要がある。</u> 近年、<u>豪雨被害</u>が全国的に頻発している。</p>	<p>【重要性を増した課題】 ・水害に関する記述が少ない。 水防災意識社会の再構築、水防法・土砂災害防止法の改訂や要配慮者利用施設避難確保計画の義務化など、豪雨災害に係る法・制度が大きく変更されている。沖縄県ではその前提となる二級河川の浸水想定および内水氾濫の浸水想定がほとんどない。ハザードマップの作製および公開は、県民や事業者が対応するための必要最低限の情報であるため至急対応すべき。</p>	<p>【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】 (理由) 河川管理者の取り組みとして、水防法改正に伴い河川に係る浸水想定区域図の見直しや、減災対策協議会の設立等を実施しているところであり、水防災意識の醸成、防災知識の向上のため継続した取り組みが必要であることから(現状)と(課題)に追記する。</p>	河川課	第2回 意見書	済	別紙 2-2 2-4	

意見書様式(修正文案用)

資料2

(沖縄21世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)等総点検報告書(素案)に対する意見)

基盤整備部会

番号	委員 専門委員	章	頁	行	報告書(素案)本文	意見(修正文案等)	理由等	審議結果(案) (事務局対応方針)	所管課	種別	処置 状況	最終振 り分け 方針	
	委員		110	110頁 ~4行目		<p>ることから、施設では守り切れない大洪水は必ず発生するとの考えの基に、ソフト対策の強化を図る必要がある。このため、引き続き、県、国、市町村等において、洪水に関する情報の共有を行い、さらなる水防災意識の醸成、防災知識の向上のため継続した取り組みとともに、水位情報等を住民等へ提供するために情報伝達ツールの整備が必要である。</p> <p>河川整備の進捗により、洪水による河川の氾濫は着実に減少しているが、都市部においては、近年の急激な集中豪雨により、冠水被害が発生している状況である。このため、流域全体での流出抑制の取り組みとして、開発行為審査における流出対策の指導を始め、景観創出のための都市及び道路の緑化や、道路環境改善のための透水性舗装等を推進するなど、関係機関との連携が必要である。</p>					8月16日		2-4 【重】
					<p>(* 海岸事業分) 2.(1)沖縄らしい優しい社会の構築 キ 防災 (現状) (111頁1行目に追記) (課題) (111頁7行目に追記)</p> <p>(* 砂防事業分) 2.(1)沖縄らしい優しい社会の構築 キ 防災 (現状) (112頁16行目に追記) (課題) (113頁19行目に追記)</p>		<p>災害時における学校教育、老人ホーム、障害者施設等の要配慮者利用施設の避難確保計画について記載する必要がある。</p>	<p>(子ども生活福祉部)</p> <p>【委員意見を踏まえ、当該箇所を修正】 (理由) 社会福祉施設について、水防法や土砂災害防止法等では、浸水想定区域や警戒区域に所在する要配慮者利用施設を市町村地域防災計画に施設の名称及び所在地を記載することとなっている。地域防災計画に記載された施設の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務づけられていることから、該当する施設で避難確保計画が未策定の施設に対し、避難確保計画の策定に係る支援を行う必要があるため、以下のとおり課題に追記する。</p> <p>(事務局修正案) ※110頁5行目 上記20番の事務局修正案に続けて以下を追記 また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に所在し、市町村地域防災計画で避難確保計画の策定が必要であるとされた社会福祉施設に対し、避難確保計画の策定状況を確認するとともに、未策定の施設に対しては、避難確保計画の策定に係る支援を行う必要がある。</p>					

意見書様式(修正文案用)

資料2

(沖縄21世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)等総点検報告書(素案)に対する意見)

基盤整備部会

番号	委員 専門委員	章	頁	行	報告書(素案)本文	意見(修正文案等)	理由等	審議結果(案) (事務局対応方針)	所管課	種別	処置 状況	最終振 り分け 方針
20-1	神谷 専門 委員	2章	110 111 112 113	P111 1,7 行目 P112 16 行目 P113 19 行目				<p>(教育庁) 【原文のとおり】 (理由) 水防法及び土砂災害防止法の改正により市町村地域防災計画において要配慮者施設に位置づけられた学校は避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づく避難訓練実施の義務られており、県教育委員会としては、市町村教育委員会及び県立学校へ周知を行っている。対象施設の指定は市町村地域防災計画に基づいて行われるので原文のとおりとしたい。</p> <p>(* 海岸事業分) 海岸管理者の取り組みとして、大規模地震を教訓に警戒避難体制の強化を図るため津波高潮浸水予測図の策定や「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく津波災害警戒区域の指定・公表を行い、ハザードマップ作成に係る関係市町村の取組を支援しているところであり、地域における警戒避難体制の構築や防災情報の高度化を図る必要があることから(現状)と(課題)に追記する。</p> <p>(* 砂防事業分) 砂防関係の管理者の取り組みとして、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域の指定・公表を行い、ハザードマップ作成に係る関係市町村の取組を支援しているところであり、地域における警戒避難体制の構築や防災情報の高度化を図る必要があることから(現状)と(課題)に追記する。</p>	海岸防災課 高齢者福祉介護課 障害福祉課 教育庁	第3回 委員意見	未	別紙 2-2

意見書様式(修正文案用)

資料2

(沖縄21世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)等総点検報告書(素案)に対する意見)

基盤整備部会

番号	委員 専門委員	章	頁	行	報告書(素案)本文	意見(修正文案等)	理由等	審議結果(案) (事務局対応方針)	所管課	種別	処置 状況	最終振 り分け 方針
								<p>(※海岸事業分) (111頁1行目に追記) 海岸における減災の取組については、平成7年の阪神・淡路大震災の発生を機に避難誘導体制の強化を図ることとしており、平成18・19年度に津波高潮浸水予測図を作成・公表し、ハザードマップ作成に係る関係市町村の取り組みを支援している。 平成24年度には、平成23年の東日本大震災による巨大津波を教訓に、将来本県で起こりうる最大クラスの津波に見直すことを目的に、津波浸水予測図を作成・公表した。 また、総合的な地域づくりの中で津波防災を推進することを目的として、平成23年に「津波防災地域づくりに関する法律」が施行され、平成29年度に津波災害警戒区域(イエローゾーン)を指定、公表し、ハザードマップ作成に係る関係市町村の取り組みを支援している。 (課題) (111頁7行目に追記) また、地域における警戒避難体制の構築や防災情報の高度化を図るため、防災、建築、福祉・医療、教育等の関係部局や関係市町村との緊密な連携が必要である。</p> <p>(※砂防事業分) (現状) (112頁16行目に追記) 土砂災害対策について、すべての箇所を対策工事により安全な状態にしていくには、長い時間と費用が必要となることから、ハード対策と併せて、警戒避難体制の整備や一定の開発行為の制限等のソフト対策を充実させる必要がある。 これらソフト対策を推進するために定められた土砂災害防止法に基づき、県では、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を指定、公表し、ハザードマップ作成に係る関係市町村の取組を支援している。 (課題) (113頁19行目に追記) また、地域における警戒避難体制の構築や防災情報の高度化を図るため、防災、建築、福祉・医療、教育等の関係部局や関係市町村との緊密な連携が必要である。</p>				

意見書様式（修正文案用）

資料2

（沖縄21世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）等総点検報告書（素案）に対する意見）

基盤整備部会

番号	委員 専門委員	章	頁	行	報告書（素案）本文	意見（修正文案等）	理由等	審議結果（案） （事務局対応方針）	所管課	種別	処置 状況	最終振 り分け 方針
21	神谷 専門委員	3章	415	7			<p>【重要性を増した課題】</p> <p>・避難所について 避難所における非常用電源、Wi-Fi環境（外国人観光客対応）、福祉避難所の指定・整備（多くが幼稚園などになっており、障がい者・高齢者対応が不足）などの対応が必要。</p>	<p>【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】 （理由） 記載が無いため下記の通り追記する。 （事務局案） 3章415頁7行の後に、次の文を追記する。 「避難所においては、停電に対応するための非常用電源を備える対策も必要である。併せて、要配慮者の数や状況に応じた福祉避難所が適切に配置されるよう、引き続き市町村における福祉避難所の指定を促進する必要がある。」</p> <p>また、第3章407頁1行目に、次の文を追記する。 「併せて、要配慮者の数や状況に応じた福祉避難所が適切に配置されるよう、引き続き市町村における福祉避難所の指定を促進する必要がある。」</p>	消費・くらし安全課 福祉政策課 観光・振興課	第2回 意見書 8月16日	未	別紙 2-2 2-4 【重】

意見書様式(修正文案用)

資料2

(沖縄21世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)等総点検報告書(素案)に対する意見)

基盤整備部会

番号	委員 専門委員	章	頁	行	報告書(素案)本文	意見(修正文案等)	理由等	審議結果(案) (事務局対応方針)	所管課	種別	処置 状況	最終振 り分け 方針
22	神谷 専門委員	3章	414 415	17 35	記述なし	<p>(空港課) 3章 414頁 17行目(成果等)に追記 沖縄県は、島しょ県であり、本土から離れ離島が散在するなど防災上不利な地理的条件があるほか、多くの観光客が訪れる等の防災上の特別な配慮が必要な社会条件を有している。そのため県管理空港は、災害時に地域の防災活動の拠点としての役割が求められる。このようなことから、「県管理空港の今後の地震・津波対策等の方針」を平成29年2月に策定している。 (3章 415頁 34行目(課題及び対策)に追記) 離島空港における防災対策としては、「県管理空港の今後の地震・津波対策等の方針」に基づき、関係者と調整を図りながら「早期復旧計画、業務継続計画(BCP)」を策定していくとともに、必要に応じて空港施設の耐震化を図っていく。</p>	<p>【重要性を増した課題】 ・地域継続計画等、県土としての復旧計画 沖縄総合事務局を中心に防災連絡会が行われているが沖縄県の現状としては、離島県なのに防災ヘリが無く、クルーズ振興をしているが消防艇がないなどの課題がある。また、急性期対応病院においても十分な水および燃料の備蓄がなされていないなどの課題もある。災害の想定(観光客を含めた想定避難者数など)を明確にし、目標を明確に決めた上での取り組みが急務である。 受援計画を策定するためにも、空港が使えるか否か、ハードは大丈夫でも航空管制は？など、総合的な取り組みが不可欠である。 少なくとも、沖縄本島が被災すると周辺離島への物資供給がままならないことを認識しなければならない。</p>	<p>【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】 (医療政策課) (理由) 急性病院における水及び燃料の備蓄については、災害時に診療機能を維持し、被災地からの患者の受入を行う災害拠点病院では、燃料は3日以上備蓄しているが、水は3日未満の備蓄に止まっている病院もあるため、適切な容量の受水槽の保有、停電時にも使用可能な井戸設備の整備、優先的な給水協定の締結等により、災害時の診療に必要な水の確保を目指している。 また、第1回福祉保健部会で、21世紀ビジョン基本計画に災害医療に関する記述が少ないのではないかとのご意見があり、次期計画では「防災体制の強化」(現行基本計画49頁)に関する部分に災害医療に関する記述を増やす方向で検討したいと考えている。 <b>(事務局修正案)</b> <b>修正文案検討中</b></p> <p>(空港課) (理由) 防災に対する取り組みについての記述を追記する。</p> <p>【原文通り】 (理由) (港湾課) 「沖縄本島が被災すると周辺離島への物資供給がままならないことを認識しなければならない。」については、21世紀ビジョンでも、港湾施設の耐震化(耐震岸壁の整備や橋梁の耐震化)など、大規模地震が発生した場合の緊急物資、避難者の海上輸送に対応するための対策を推進していることから原文のとおりとしたい。</p> <p>(防災危機管理課) 消防防災ヘリについては、平成29年度から検討を開始し、平成30年度以降県と市町村が調整して導入に向けて取り組めるよう、検討会や意見交換・意見照会を行っている。県としては、全市町村の合意が得られるよう意見交換等を行っていく考えである。 また、海上での事故・災害等の対応は海上保安庁の業務となっているが、消防でも河川や海浜・港内など沿岸部の活動を行っている。各消防本部における地域の実情に応じた消防力の向上を推進していくこととしているため原文のとおりとしたい。</p> <p>島嶼県である沖縄県においては、大規模災害発生時における、受援体制の構築は重要であり、受援計画の策定に向けて、「広域防災拠点」候補地の指定について、関係自治体と協議しているところであることから原文のとおりとしたい。</p>	<p>防災危機管理課 港湾課 空港課 医療政策課</p>	<p>第2回 意見書 8月16日</p>	<p>未</p>	<p>別紙 2-2 2-4 【重】</p>

意見書様式(修正文案用)

資料2

(沖縄21世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)等総点検報告書(素案)に対する意見)

											基盤整備部会			
番号	委員 専門委員	章	頁	行	報告書(素案)本文	意見(修正文案等)	理由等	審議結果(案) (事務局対応方針)	所管課	種別	処置 状況	最終振 り分け 方針		
23	神谷 専門 委員	3章	420	13~21	〈目標とする姿の状況〉 ・目的地まで円滑に移動できること	-	【重要性を増した課題】 目的地まで円滑に移動できる等、県民満足度ではなく全て客観的指標で評価すべき。	【原文のとおり】 (理由) 「目標とするすがた」については、計画策定時に設定されたものとなっております。今後適切な指標等がございましたら、次期計画策定時において検討したいと考えております。「目標とするすがた」は、基本施策ごとに、その進捗状況を把握する指標として設定しております。各施策ごとに「成果指標」を設定しており、この指標により、定量的・客観的に評価・検証を行っていることから原文のとおりとする。	企画調整課	第2回 意見書 8月16日	済	別紙 2-2		
24	神谷 専門 委員	3章	-	-	-	-	【重要性を増した課題】 ・安定したエネルギーの確保について 台風災害で長期の停電を経験し、断水まで発生している。車いす生活で集合住宅に住んでいる方は屋外に出る事すらできなかった。無電柱化推進は台風時の停電リスク軽減につながる。(そもそも飛来物が接触しない)この観点からも無電柱化を進めるべきであり、成果指標は停電世帯数×日数などとして考えられる。過去の停電は電力会社が保有しているであろう。	【原文のとおり】 (理由) 所管している無電柱化に関する指標として、P368(良好な景観形成)、P374(歩行空間の確保)において整備延長を用いている。停電リスク軽減等に係る成果指標については、電力供給側の対策状況等も関連することから、無電柱化のみで図れる指標ではないと考えており原文のとおりとする。	道路管理課	第2回 意見書 8月16日	済	別紙 2-2 【重】		
25	神谷 専門 委員	3章	329	-	-	-	【新たに生じた課題】 ・世界自然遺産登録およびこれに関連する課題 ①観光管理計画に対し、観光流動自体が把握されておらず、オーバーツーリズムや観光管理計画の議論の土台ができていない。本部会では観光流動のモニタリングを実施するとともに、他部会における自然環境のモニタリングと合わせた自然環境マネジメントが必要である。 ②ロードキルに対しては、車両速度および交通量(県民・レンタカー)の制限が必要であるが、例えば西表島では交通量が不明である。速度抑制デバイスの設置やアンダーパスの増設などを含め、検討が必要である。 ③密漁については夜間にレンタカーで移動して実施されている。ロードキルと合わせ、レンタカーの継続的なモニタリング体制(ex.ETC2.0やビデオ撮像を用いた台数計測等)が必要である。	①、③【環境部会へ申し送り】 ②ロードキルについて 【原文のとおり】 (理由) やんばる地域では設置済みのアンダーパス箇所及び重点路線においてモニタリング調査を行っており、その結果等をもとに今後の対策について国・市町村など関係機関と協議し取り組んでいく。西表島での対策等については、環境部が主催している「イリモテヤマネコ交通事故防止対策検討委員会」において、関係機関と連携して対策について取り組んでいることなどから原文のとおりとする。 またロードキルを理由とする交通規制は道路交通法の目的に合致しないため実施できないが、道路構造等の変更に伴う交通規制の見直しは検討可能であるため、道路管理者等と連携した取組を検討していく考えであることから原文のとおりとする。	①、③環境部会 ②道路管理課、県警本部	第2回 意見書 8月16日	済	別紙 2-2		

意見書様式(修正文案用)

資料2

(沖縄21世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)等総点検報告書(素案)に対する意見)

										基盤整備部会			
番号	委員 専門委員	章	頁	行	報告書(素案)本文	意見(修正文案等)	理由等	審議結果(案) (事務局対応方針)	所管課	種別	処置 状況	最終振 り分け 方針	
26	神谷 専門 委員	3章	347	33	あわせて、二酸化炭素の吸収源対策のため、公園、街路樹等の都市緑化及び県民主導による身近な環境の緑化を推進する必要がある。	<b>あわせて、近年、国により自転車活用推進法の制定、及び自転車活用推進計画が策定されるなど自転車利用拡大の気運が高まっており、多様な交通手段の確保として、自動車からの交通分担、公共交通機関と連携した自転車の利用促進に取り組む必要がある。</b> <b>また</b> 二酸化炭素の吸収源対策のため、公園、街路樹等の都市緑化及び県民主導による身近な環境の緑化を推進する必要がある。	【新たに生じた課題】 ・自転車に関する記述がない 自転車利用推進法が制定され、県内においても自転車道の整備が進んでいる。自転車利用は健康だけでなく観光負荷低減のためにも有効である。 さらにシェアサイクルなども県内で進んでいる。	【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】 (理由) 国において、自転車活用推進法が制定され、自転車活用推進計画も策定された。 県も県版の自転車活用推進計画の策定にとりかかっており、令和2年度の策定を目指している。 自転車を利用した観光のあり方を、自転車活用推進計画策定に関する協議の中で関係機関と共に、走行環境、受入環境等の整備を検討し自動車から自転車の交通転換を図り観光負荷低減を検討していきたいと考えていることから追記を行う。	道路管理課	第2回 意見書 8月16日	済	別紙 2-2 2-4 【重】	
27	神谷 専門 委員	2章 3章	P138 P376	12行 19行	このことから、バスレーンの拡充、交通結節点の整備などによる基幹バスシステムの導入や、公共交通への利用転換を図るTDM(交通需要マネジメント)施策の推進、 <b>路線バスの自動運転化のあり方に関する検討など</b> 、持続的な公共交通サービスが提供できるよう引き続き環境改善に取り組む必要がある。		【新たに生じた課題】 ・多様なモビリティに関する記述 自転車も含まれるが、特にレンタカーに依存した観光スタイルから、公共交通利用(路線バス・シャトルバス・モノレール・船舶)やパーソナルモビリティなど、多様なモビリティが急速に展開されている。MaaSも含め、これらに関する記述が必要。(レンタカーからの乗り換えという意味では、温室効果ガス抑制効果がある) また、バスダイヤなどをGTFS形式で整備し、GoogleMapなどで検索できるようになっていると考えられる。 (P345~)	【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】 (理由) 県では、過度な自動車利用から公共交通機関への利用転換をはかるため、平成24年度にTDM施策推進プログラムを策定し、様々な取り組みを行ってきた。 一方、近年、急速に新たなモビリティサービスが発展しつつあり、国においても「日本版MaaS」と称する、IT技術を活用したシームレスな移動環境と多様なサービスが連携する取り組みが、産官学の連携で進められている。 県としては、日本版MaaSの状況を踏まえながら、総点検の課題への記載を検討していきたいと考えていることから追記を行う。  (事務局修正案) このことから、バスレーンの拡充、交通結節点の整備等による基幹バスシステムの導入や公共交通への利用転換を図るTDM(交通需要マネジメント)施策の推進、 <b>新たな交通手段とIT技術を活用したシームレスな移動環境の検討、乗務員など必要な人材の確保、開発が進む自動運転技術を応用した運行支援など</b> 、持続的な公共交通サービスが提供できるよう引き続き環境改善に取り組む必要がある。	交通政策課	第2回 意見書 8月16日	未	別紙 2-2 2-4 【新】	

意見書様式(修正文案用)

資料2

(沖縄21世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)等総点検報告書(素案)に対する意見)

基盤整備部会												
番号	委員 専門委員	章	頁	行	報告書(素案)本文	意見(修正文案等)	理由等	審議結果(案) (事務局対応方針)	所管課	種別	処置 状況	最終振 り分け 方針
28	神谷 専門委員	3章	374	23~27	また、狭い生活道路や歩道のない生活道路等において、十分な歩行空間が確保されていない危険な状況もあることから、交通弱者である高齢者や子供など歩行者が安全かつ安心して快適に移動できる環境づくりが必要である。加えて、亜熱帯性気候に起因して植栽の成長速度が速く、歩行の妨げとなる状況が見られることから、道路緑化と併せて適切な管理を行う必要がある。	-	【新たに生じた課題】 ・通学路に関する記述がない 無電柱化だけでなく、通学路の安全点検が実施され、グリーンラインの設置、徒歩通学の推進、通過交通の抑制および通学路における車両速度抑制などが取り組まれている。 安全な歩行空間に関する記述を入れるべき。	【原文のとおり】 (理由) P374の23行に課題として通学路の記述があり、その中に含まれていると認識していることから原文のとおりとする。	道路管理課	第2回 意見書 8月16日	済	別紙 2-2 2-4 【重】
		3章	-	-	3.(1) 自立型経済の構築に向けた基盤の整備 ウ 陸上交通基盤の整備 (課題及び対策) 最後に文書を追加	「沖縄県は亜熱帯気候に属し、高温多湿で、しかも周囲を海に囲まれており、海塩粒子の飛散等により、全国でも有数の鋼材の腐食とコンクリートの塩害にたいして厳しい環境下にある。復帰後50年近くを迎え、社会基盤施設の老朽化が進展し、耐久性が低下している。したがって、信頼性のある定期点検により社会基盤施設の状態を的確に把握し、予防的な補修・補強を行い、必要に応じて計画的な施設の更新を進め、ライフサイクルコストの最小化と構造物の長寿命化を図り、社会基盤施設の安全性・信頼性を確保する必要がある。」 文案については関連部署で検討願います。	我が国では1960年代から1970年代初頭にかけて急速に整備された社会基盤施設の多くが建設後40年から50年を経過し、社会基盤施設の老朽化が進展しており、笹子トンネル天井板落下事故など重大損傷・事故も多く報告され社会問題化している。沖縄県は亜熱帯気候に属し、高温多湿で、しかも周囲を海に囲まれており、海塩粒子の飛散等により、全国でも有数の鋼材の腐食とコンクリートの塩害にたいして厳しい環境下にある。復帰後50年近くを迎え、社会基盤施設の老朽化が進展し、耐久性が低下している。現在進められている長寿命化修繕計画では、従来の事後的な大規模修繕及び架替えから、信頼性のある定期点検により社会基盤施設の状態を的確に把握し、予防的な補修・補強を行い、必要に応じて計画的な更新を進め、ライフサイクルコストの最小化と構造物の長寿命化を図り、社会基盤施設の安生性・信頼性を確保することが重要である。そのためには高度な技術者の育成、点検診断技術の確立、劣化・損傷予測精度の向上、データベース保守管理体制の確立及び事業を確実に実施できる予算を確保することが必要である。 社会基盤施設の老朽化対策は全国的に重要な問題であり、課題及び対策で記述する必要がある。	【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】 (理由) 委員の意見を受け、記載が不足している箇所や記載漏れ箇所について、老朽化対策やライフサイクルコストの最小化、構造物の長寿命化を図る観点から第2章及び第3章に記載を行う。	道路管理課 空港課 河川課 海岸防災課 都市計画・モノレール課 港湾課 都市公園課 下水道課 住宅課 施設建築課 企業局	第3回 意見書 8月25日	済	別紙 2-2
		2章	108	1	キ 防災		同上	キ 防災・減災・長寿命化	土木総務課	第3回 意見書 8月25日	済	別紙2-2

意見書様式(修正文案用)

資料2

(沖縄21世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)等総点検報告書(素案)に対する意見)

基盤整備部会

番号	委員 専門委員	章	頁	行	報告書(素案)本文	意見(修正文案等)	理由等	審議結果(案) (事務局対応方針)	所管課	種別	処置 状況	最終振 り分け 方針
		2章	115	13	記載なし		同上	<p>(現状) 沖縄県は亜熱帯気候に属し、高温多湿で周囲を海に囲まれていることから海塩粒子の飛散が多く、全国でも有数の塩害の厳しい環境下にある。また復帰後、大量に社会基盤施設が整備されたことから、施設の多くが50年を経過し老朽化や耐久性能の低下が懸念されている。</p> <p>そのため社会基盤施設の適切な点検、診断により施設の状態を把握し、予防的な補修・補強や計画的な施設の更新を進めることで、ライフサイクルコストの最小化と構造物の長寿命化を図り、社会基盤施設の安全性・信頼性を確保することが求められている。</p>  <p>(課題) 沖縄県のインフラ施設の維持管理・更新費用の将来予測は、現在の施設の数量・規模を維持していく場合を想定すると、今後50年間で約3兆8,828億円と試算されており、年平均で776億円が見込まれている。(沖縄県公共施設等総合管理計画平成28年10月)</p> <p>今後見込まれる膨大な維持・更新費用を限られた人員、予算の中で必要な点検、診断、修繕、更新を長寿命化修繕計画等に基づき計画的に推進する必要がある。そのため新技術(IGT、非破壊検査技術等)や民間活力(PPP/PFI)を導入することにより、ライフサイクルコストの最小化と構造物の長寿命化を図り、社会基盤施設の安全性・信頼性を確保する必要がある。</p>	土木総務課	第3回 意見書 8月25日	未	別紙 2-2
		3章	577	4			同上	<p>離島空港の整備については、離島の玄関口として、その機能の維持又は充実に向け、施設等の計画的な維持管理・更新や機能強化に取り組む必要がある。そのため、空港施設の老朽化対策として維持管理・更新計画書を作成しており、この計画に基づき施設の定期点検、詳細点検などを実施し、その結果等を踏まえ適切な時期の修繕の実施を図っているところである。</p>	空港課	第3回 意見書 8月25日	未	別紙 2-2

意見書様式(修正文案用)

資料2

(沖縄21世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)等総点検報告書(素案)に対する意見)

基盤整備部会

番号	委員 専門委員	章	頁	行	報告書(素案)本文	意見(修正文案等)	理由等	審議結果(案) (事務局対応方針)	所管課	種別	処置 状況	最終振 り分け 方針																																																																																							
29	住部会長	3章	415	34	記載なし		同上	<p>公営住宅にかかる老朽化対策について、島嶼及び台風の常襲地域である本県は塩害の影響が強く、また、復帰後から昭和57年頃までに建設された住棟では、海砂使用により鉄筋コンクリート躯体において塩分混入の可能性が高いため劣化が著しいものもあり、入居者の安全を確保する上からも建替えが急務となっている。</p> <p>県営住宅の整備は、昭和54年から昭和61年にかけて、整備戸数が年間1,000戸を超える大規模な事業が実施された。これら建設ピーク時の県営住宅は、整備から30年から47年が経過しようとしており、全面的改善、建替え等、住宅ストックの維持について速やかな検討を行う必要があり、建替えを実施すべき公営住宅は今後も増加することが予測されるため、計画的な維持保全を実施していく必要がある。</p>	住宅課	第3回 意見書 8月25日	未	別紙 2-2																																																																																							
		2章	109	39	記載なし		同上	<p>(109頁39行以降に追記) 河川の護岸整備や拡幅工事とあわせて、ダム等の洪水調節施設を沖縄振興開発特別措置法による制度を活用し、国において福地ダム他10ダムの整備がなされ、県においては、同法の高率補助制度を活用し、金城ダム他3ダム及び真嘉比遊水地を整備した。(表2-2-1-7-2)</p> <table border="1"> <caption>【表2-2-1-7】 洪水調節機能を有したダム及び遊水地</caption> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>完成年度</th> <th>洪水調節能力(千トン)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">河川</td> <td>金城ダム</td> <td>那覇市</td> <td>昭和58年</td> <td>55,000</td> </tr> <tr> <td>那覇川</td> <td>那覇市</td> <td>昭和58年</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>真嘉比ダム</td> <td>那覇市</td> <td>昭和57年</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>金城ダム</td> <td>那覇市</td> <td>昭和57年</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">河川</td> <td>金城ダム</td> <td>那覇市</td> <td>昭和58年</td> <td>55,000</td> </tr> <tr> <td>金城ダム</td> <td>那覇市</td> <td>昭和58年</td> <td>55,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>(109頁40行以降に追記) 河川の整備については、治水・利水との調和を図りながら、河川固有の自然景観や豊かな生態系に配慮した多自然型川づくりを基本方針とし、浸水被害が頻発する都市河川の重点的な整備の推進など、洪水被害の防止に努めるとともに、引き続き、長寿命化計画等を基に施設を維持・更新していく必要がある。</p> <p>県内のダムについては、復帰後から平成初期にかけて集中的に整備されてきた。今後、機能維持のための設備更新や老朽化に伴う大規模な修繕が予想されることから、国及び県が連携しながら、長寿命化計画に基づき、適切に施設を維持・更新していく必要がある。</p>	種別	名称	所在地	完成年度	洪水調節能力(千トン)	河川	金城ダム	那覇市	昭和58年	55,000	那覇川	那覇市	昭和58年	1,000	真嘉比ダム	那覇市	昭和57年	10,000	金城ダム	那覇市	昭和57年	10,000	河川	金城ダム	那覇市	昭和58年	55,000	河川課	第3回 意見書 8月25日	未	別紙 2-2																																																												
種別	名称	所在地	完成年度	洪水調節能力(千トン)																																																																																															
河川	金城ダム	那覇市	昭和58年	55,000																																																																																															
	那覇川	那覇市	昭和58年	1,000																																																																																															
	真嘉比ダム	那覇市	昭和57年	10,000																																																																																															
	金城ダム	那覇市	昭和57年	10,000																																																																																															
	金城ダム	那覇市	昭和57年	10,000																																																																																															
	金城ダム	那覇市	昭和57年	10,000																																																																																															
	金城ダム	那覇市	昭和57年	10,000																																																																																															
	金城ダム	那覇市	昭和57年	10,000																																																																																															
	金城ダム	那覇市	昭和57年	10,000																																																																																															
	金城ダム	那覇市	昭和57年	10,000																																																																																															
河川	金城ダム	那覇市	昭和58年	55,000																																																																																															
	金城ダム	那覇市	昭和58年	55,000																																																																																															
	金城ダム	那覇市	昭和58年	55,000																																																																																															
	金城ダム	那覇市	昭和58年	55,000																																																																																															
	金城ダム	那覇市	昭和58年	55,000																																																																																															
	金城ダム	那覇市	昭和58年	55,000																																																																																															
	金城ダム	那覇市	昭和58年	55,000																																																																																															
	金城ダム	那覇市	昭和58年	55,000																																																																																															
	金城ダム	那覇市	昭和58年	55,000																																																																																															
	金城ダム	那覇市	昭和58年	55,000																																																																																															

意見書様式(修正文案用)

資料2

(沖縄21世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)等総点検報告書(素案)に対する意見)

							基盤整備部会					
番号	委員 専門委員	章	頁	行	報告書(素案)本文	意見(修正文案等)	理由等	審議結果(案) (事務局対応方針)	所管課	種別	処置 状況	最終振 り分け 方針
		3章	577	25	記載なし		同上	<p>沖縄県では、復帰後約50年を迎え、これまでに多くの港湾施設の整備を進めてきたが、今後、施設の老朽化が進んでいくことから、適切な管理を行うための維持・更新費の増大が予想される。</p> <p>そのため、定期点検等により港湾施設の劣化度を把握し、維持管理コストの縮減を図りながら、計画的な維持補修により長寿命化対策を実施する必要がある。</p>	港湾課	第3回 意見書 8月25日	未	別紙 2-2
		3章	415	31 34	記載なし		同上	<p>(415頁31行以降に追記) 本土復帰前や復帰当初に整備された海岸保全施設は数多く残っており、築造後相当の年数が経過して老朽化が進展している。</p> <p>特に、本土復帰前に整備された護岸等は、経験的な設計による簡易な構造や築造時に劣悪な材料が使用されたものなど、本土一般のコンクリート構造の護岸等と比較して、老朽化・防護機能の低下が著しいという特性を有している。</p> <p>このため、定期点検等により海岸保全施設の状態を的確に把握し、ライフサイクルコストの縮減等を念頭にした予防保全型の維持管理を導入し、施設の計画的な機能回復、耐震対策などに取り組む必要がある。</p> <p>(415頁34行以降に追記) 沖縄県では本土復帰より、砂防関係施設が整備され、復帰後50年近くを迎え、そのストックは年々増加し、地域の安全・安心の確保等に大きく寄与している一方で、今後、老朽化する施設の数が増加していくことが予想される。</p> <p>これらを踏まえ、今後、保全対象を守る観点から施設点検により既存の砂防関係施設の健全度等を把握し、長期的にわたりその機能及び性能を維持・確保することを目的として、維持、修繕、改築及び更新の老朽化対策を計画的に実施する必要がある。</p>	海岸防災課	第3回 意見書 8月25日	未	別紙 2-2

意見書様式（修正文案用）

資料2

（沖縄21世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）等総点検報告書（素案）に対する意見）

基盤整備部会

番号	委員 専門委員	章	頁	行	報告書（素案）本文	意見（修正文案等）	理由等	審議結果（案） （事務局対応方針）	所管課	種別	処置 状況	最終振 り分け 方針
29	有住 部会長	3章	415 421 546	24～25 40～42 33～37	記載なし		同上	<p>【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】 （理由・企業局） 素案に長寿命化について記載がないため、下記のとおり修正する。 （事務局案・企業局） あわせて、上水道施設については、災害等で広範囲かつ長期にわたる断水の発生が予測されることから、施設の点検・修繕などにより長寿命化対策を進めるとともに、老朽化施設の計画的な更新、耐震化が必要である。 （415頁24～25行目を修正する）</p> <p>安定した水資源の確保と上水道の整備については、今後の水需要や水質の安全性を確保するための施設整備や施設の点検・修繕などにより長寿命化対策を進めるとともに、老朽化した施設の計画的な更新、耐震化を図り、小規模水道事業の運営基盤の強化や水道サービスの向上を図る必要がある。 （421頁40～42行目を修正する）</p> <p>工業用水道施設の整備については、島しょ県である本県において工業用水道施設が地震等により被災した場合、他地域からの支援等が困難であり、広範囲かつ長期にわたる断水の発生が予測される。そのため、施設の点検・修繕などにより長寿命化対策を進めるとともに、老朽化施設の計画的な更新・耐震化により、災害に強い工業用水道施設の整備を進めていく必要がある。 （546頁33～37行目を修正する）</p>	企業局	第3回 意見書 8月25日		

意見書様式(修正文案用)

資料2

(沖縄21世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)等総点検報告書(素案)に対する意見)

基盤整備部会												
番号	委員 専門委員	章	頁	行	報告書(素案)本文	意見(修正文案等)	理由等	審議結果(案) (事務局対応方針)	所管課	種別	処置 状況	最終振 り分け 方針
30	小川 専門 委員	2章 3章	P138 P376	12行 19行	このことから、バスレーンの拡充、交通結節点の整備などによる基幹バスシステムの導入や公共交通への利用転換を図るTDM(交通需要マネジメント)施策の推進、 <b>路線バスの自動運転化のあり方に関する検討など</b> 、持続的な公共交通サービスが提供できるよう引き続き環境改善に取り組む必要がある。	(事務局修正案) このことから、バスレーンの拡充、交通結節点の整備等による基幹バスシステムの導入や公共交通への利用転換を図るTDM(交通需要マネジメント)施策の推進、 <b>乗務員など必要な人材の確保、開発が進む自動運転技術を活用した運行支援など</b> 、持続的な公共交通サービスが提供できるよう引き続き環境改善に取り組む必要がある。	前段で乗務員不足に触れており、対策として記載の方が良いと思われる。また、自動運転は開発途上の技術であり、解決しなければならぬ問題も多く、実用化や普及にはまだ時間がかかるが見込まれることも鑑みて、書換えをお願いしたい。	【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】 (理由) 乗務員不足については、運転手不足等の課題が明らかになっていることについて、総点検報告書への記載を検討していきたい。 また、自動運転技術については、自動運転技術の進捗に合わせて、様々な展開可能性があることから、自動運転技術を応用した運行支援も含めた幅広い検討が可能となるよう記載する必要がある。  (事務局修正案) このことから、バスレーンの拡充、交通結節点の整備等による基幹バスシステムの導入や公共交通への利用転換を図るTDM(交通需要マネジメント)施策の推進、 <b>新たな交通手段とIT技術を活用したシームレスな移動環境の検討、乗務員など必要な人材の確保、開発が進む自動運転技術を応用した運行支援など</b> 、持続的な公共交通サービスが提供できるよう引き続き環境改善に取り組む必要がある。	交通政策課	第3回 意見書 8月30日	未	別紙 2-2
31	小川 専門 委員	3章	375	21	記述なし	(事務局修正案) また、平成30年10月には、屋内のバス待合所や多言語のデジタル案内板を備えた <b>新たな那覇バスターミナル</b> が開業した。 さらに、モノレールの利用を促進するため、～	県や那覇市も参画して実施された事業であり、また、バス交通に大きな影響のある出来事なので、報告書に盛り込んでいただきたい。	【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】 (理由) バスターミナルについては、人に優しい交通手段の確保の成果の1つとして盛り込むような形で検討する。	交通政策課	第3回 意見書 8月30日	済	別紙 2-2

意見書様式(修正文案用)

資料2

(沖縄21世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)等総点検報告書(素案)に対する意見)

基盤整備部会

番号	委員 専門委員	章	頁	行	報告書(素案)本文	意見(修正文案等)	理由等	審議結果(案) (事務局対応方針)	所管課	種別	処置 状況	最終振 り分け 方針
32	有住 部会長	1~4章	16 138 440 688	12 138 440 688	<p>第1章 4今後の沖縄振興の方向性 (8)海洋島しょ圏沖縄を結ぶ交通ネットワークの構築 「また、鉄軌道・フィーダー交通等の連結による、南部圏域、中部圏域、北部圏域の有機的な骨格軸については、更なる研究が必要である。」</p> <p>第2章(2)強くなやかな自立型経済の構築 ア 社会基盤整備 「鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入に向けては、骨格軸である鉄軌道と各地域を結ぶフィーダー交通等が連結する南部・中部・北部の有機的な公共交通ネットワークの構築について、今後の制度改革や新たな技術開発等の動きも捉えながら調査研究を推進する必要がある。また、アジアのダイナミズムを取り込みながら、経済全体を活性化させ、持続的に発展する好循環を創りあげるため、シームレスなアジアの空、海、陸の交通体系に対応できる鉄軌道を研究する必要がある。」</p> <p>第3章、第4章(上記と同一文書)</p>	<p>現沖縄21世紀ビジョン基本計画及び鉄軌道導入に係るこれまでの取組を踏まえた鉄軌道導入を推進する内容に修正(文案については関係部署で検討願いたい)</p>	<p>鉄軌道については、平成26年度から平成29年度にかけて、3つの検討委員会が設置され、更にパブリック・インボルブメント(PI)を導入し、多くの専門家、県民等の意見を聞きながら検討が行われ、平成30年5月に構想段階の計画書が策定された。技術検討委員会副委員長を務めたが、今後は鉄軌道の実現に向け、整備計画等の具体的な検討が行われるものと認識している。</p> <p>加えて、鉄軌道の導入にあたっては、非沿線地域住民の方々にも鉄軌道を利用しやすい環境を構築し、県民や観光客の移動利便性向上を図り、鉄軌道の安定需要を確保していくことが重要であることから、現沖縄21世紀ビジョン基本計画において「鉄軌道を含む新たな公共交通システムと地域を結ぶ利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けた取組を推進」することが明確に位置づけられている。</p> <p>しかしながら、総点検報告書の記載では、鉄軌道の導入及びフィーダー交通ネットワークの構築に対し、「調査・研究」との記載となっており、現沖縄21世紀ビジョン基本計画の記述から後退した内容と受け止められかねない。</p> <p>したがって、鉄軌道の導入に向けたこれまでの取組を踏まえ、計画実現に向けた取組の推進を強く打ち出すべきである。</p>	<p><b>【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】(事務局修正案)</b></p> <p>第1章 4今後の沖縄振興の方向性 (8)海洋島しょ圏沖縄を結ぶ交通ネットワークの構築 (P16)「広域交流拠点の那覇と北部圏域の中心都市である名護を1時間で結ぶ鉄軌道の導入については、今後の制度改革や新たな技術開発等の動きも捉えながら<b>検討を進め</b>、シームレスなアジアの空、海、陸の交通体系に対応できる鉄軌道の<b>実現に向け取組を推進</b>する必要がある。また、鉄軌道・フィーダー交通の連結による、南部圏域、中部圏域、北部圏域の有機的な<b>公共交通ネットワークの構築に向けた取組を推進</b>する必要がある。」</p> <p>第2章(2)強くなやかな自立型経済の構築 ア 社会基盤整備 (P133)「その一方、自動車への依存が高まることによって、交通渋滞等の問題が深刻化しており、それらの課題に対応するため、道路、モノレール等の基盤整備を推進してきたほか、鉄軌道を含む新たな公共交通システムと<b>地域を結ぶ利便性の高い公共交通ネットワーク</b>の構築について検討を行っている。」</p> <p>(P138,P440,P688)「鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入に向けては、骨格軸である鉄軌道と各地域とを結ぶフィーダー交通が連結する南部・中部・北部の有機的な公共交通ネットワークの構築について、<b>引き続き取組を進める必要がある</b>。加えて、アジアのダイナミズムを取り込みながら、経済全体を活性化させ、持続的に発展する好循環を創りあげるため、シームレスなアジアの空、海、陸の交通体系に対応できる鉄軌道の<b>実現に向け、今後の制度改革や新たな技術開発等の動きも捉えながら取組を推進</b>する必要がある。」</p> <p>第3章1(7)人間優先のまちづくり (P376)「このため、広域交流拠点の那覇と北部の中心都市である名護を1時間で結ぶ鉄軌道の導入については、今後の制度改革や新たな技術開発等の動きも捉えながら、実現に向けて取り組む必要があるほか、鉄軌道・フィーダー交通等の連結による南部・中部・北部の有機的な<b>公共交通ネットワークの構築に向けた取組を推進</b>する必要がある。」</p>	交通政策課	第3回 意見書 8月25日	未	別紙 2-2

意見書様式(修正文案用)

資料2

(沖縄21世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)等総点検報告書(素案)に対する意見)

基盤整備部会

番号	委員 専門委員	章	頁	行	報告書(素案)本文	意見(修正文案等)	理由等	審議結果(案) (事務局対応方針)	所管課	種別	処置 状況	最終振 り分け 方針
33	小川 専門委員	3章	435	28~31	また、新たなニーズに対応できる施設整備や将来を見据えた展開用地の確保等が課題となっていることから、中長期的なアジアの航空需要を見据え、空港能力の一層の向上や旅客ターミナルの拡充、展開用地の確保等、那覇空港を世界水準の拠点空港として機能強化を図る必要がある。	また、新たなニーズに対応できる施設整備や将来を見据えた展開用地の確保等が課題となっていることから、中長期的なアジアの航空需要を見据え、空港能力の一層の向上や旅客ターミナルの拡充、渋滞の解消に向けた抜本的な対策、展開用地の確保等、那覇空港を世界水準の拠点空港として機能強化を図る必要がある。また、第二滑走路の運用に伴い整備が期待されている新旅客ターミナルの整備に当たっては、旅客の利便性の向上と、渋滞帯の発生を抑制するため、バス停留所施設など、バス輸送関連設備の整備を図る必要がある。	将来の旅客増に対応するためにも、現時点において顕在化している渋滞問題への対策を明記してほしい。	【原文のとおり】 (理由) 委員ご指摘の内容に関しては、世界水準の拠点空港として機能強化を図ることに包括されると考えております。また、現在県庁内において那覇空港の将来像を議論しております。具体的な項目については、将来像を基に、短・中・長期の段階的な検討が必要と考えております。県としては、第二滑走路供用後も空港機能の強化に取り組み、世界水準の拠点空港を目指してまいりたいと考えております。	交通政策課	第3回 意見書 8月30日	済	別紙 2-2
34	小川 専門委員	3章	440	14~16	このため、自動車から公共交通への転換を目的に、公共交通の需要喚起、利用促進に努めるほか、自動車と公共交通及び公共交通機関相互の結節機能を向上させ、定時定速かつ利便性の高い公共交通ネットワークを形成する必要がある。	このため、自動車から公共交通への転換を目的に、公共交通の需要喚起、利用促進に努めるほか、自動車と公共交通及び公共交通機関相互の結節機能を向上させ、定時定速かつ利便性の高い公共交通ネットワークを形成する必要がある。また、OKICAの利用拡充を図ると同時に、諸外国で実施されている自家用車の利用抑制策についても研究し、特区制度の活用も視野に入れた抜本的な対策が求められる。	ICカードのOKICAのサービスを向上させることで、OKICAを利用する公共交通の利用促進につなげると同時に、公共交通の利便の一番の阻害要因の渋滞の主因である自家用車の利用抑制についても海外事例などを参考に検討を行うべきではないか。	【原文のとおり】 (理由) OKICAについては、IC乗車券OKICAの発行枚数は、令和元年6月末時点で約35万枚と、当初の目標枚数(R5年度35万枚)を前倒しで達成している。県では、引き続き、利用者の利便性向上の観点から、OKICAの機能拡充について、カード運営会社等と意見交換していく。自家用車利用抑制策については、都市部における自家用車の利用抑制については、その効果等も踏まえながら、導入の必要性も含め研究するとともに、各関係機関や県民の合意形成などが必要なことから、慎重に検討を行う必要があると考えております。	交通政策課	第3回 意見書 8月30日	済	別紙 2-2

## 意見書様式(修正文案用)

資料2

## (沖縄21世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)等総点検報告書(素案)に対する意見)

番号	委員 専門委員	章	頁	行	報告書(素案)本文	意見(修正文案等)	理由等	基盤整備部会				
								審議結果(案) (事務局対応方針)	所管課	種別	処置 状況	最終振 り分け 方針
35	小川 専門 委員	3章	454	29~35	陸上交通基盤については、観光客の移動の円滑化を図るため、渋滞緩和や広域交流拠点と主要観光地との結節性向上に資する体系的な幹線道路網の整備や、自動車と公共交通、公共交通機関同士の結節機能を向上させ、定時定速かつ利便性の高い公共交通ネットワークを形成する必要がある。また、入域観光客数1,200万人の目標達成を見据え、増加傾向にある国内観光客と急激に増加している外国人観光客に対応するため、公共交通の利便性・満足度の向上を図るなど、二次交通機能の拡充に取り組む必要がある。	陸上交通基盤については、観光客の移動の円滑化を図るため、渋滞緩和や広域交流拠点と主要観光地との結節性向上に資する体系的な幹線道路網の整備や、自動車と公共交通、公共交通機関同士の結節機能を向上させ、定時定速かつ利便性の高い公共交通ネットワークを形成する必要がある。また、入域観光客数1,200万人の目標達成を見据え、増加傾向にある国内観光客と急激に増加している外国人観光客に対応するため、新たなニーズを取り入れた公共交通のあり方を研究し、二次交通機能の拡充に取り組む必要がある。そのためにも道路交通環境改善は必須であり、渋滞対策と連動した取り組みが求められる。	公共交通は、生活に密着した地域の足としてとらえられ、活性化などの対策が進められており、観光客のニーズと、地域や生活との両立を図りながら二次交通の拡充を進める必要がある。さらに、渋滞は定時運行を阻害するだけでなく、定時運行によって成り立つ公共交通機関同士の結節をも阻害していることから、公共交通の機能向上、利便性・満足度の向上には、渋滞対策との連携は必須であると考えられる。	【原文のとおり】 (理由) 観光客の増加を踏まえた、二次交通機能の拡充に取り組む必要があると考えている。 また、渋滞対策については、4章688頁23行から28行に包含されていると考えておりますが、渋滞対策には、道路整備等のハード面にあわせて公共交通への利用転換を図るソフト面施策の連携が必要であることから、今後とも連携した取り組みを進めていきたい。	交通政策課	第3回 意見書 8月30日	済	別紙 2-2
36	小川 専門 委員	3章	438	10	—	那覇港においては、現在運航されている那覇一本部間の高速船のより一層の乗降の安全確保のため、ボンツーンの整備を行う必要がある。	現在、那覇港における高速船の発着に際しては、タラップを使用して乗降しているが、潮の干満差が大きいなど安全上懸念があり、ボンツーン等を整備する必要がある。	【原文のとおり】 (理由) 高速船のタラップについては、利用の状況等や利便性を踏まえ関係者と協議し検討していきたい。	港湾課	第3回 意見書 8月30日	済	別紙 2-2
37	小川 専門 委員	3章	438	10	—	那覇空港の新旅客ターミナルの整備や那覇軍港の返還等と併せて、高速船(那覇空港一本部間)の発着する港湾施設を整備する必要がある。	那覇空港の旅客が高速船を利用しやすいように新旅客ターミナル等に近接して、高速船(那覇空港一本部間)の発着する港湾施設を整備する必要がある。	【原文のとおり】 (理由) 現在、那覇から本部へ高速船が就航していることから、利用状況及び必要性を見極めたい。	港湾課	第3回 意見書 8月30日	済	別紙 2-2

意見書様式(修正文案用)

資料2

(沖縄21世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)等総点検報告書(素案)に対する意見)

基盤整備部会

番号	委員 専門委員	章	頁	行	報告書(素案)本文	意見(修正文案等)	理由等	審議結果(案) (事務局対応方針)	所管課	種別	処置 状況	最終振 り分け 方針
38	青木 専門委員	3章	435	28~33	また、新たなニーズに対応できる施設整備や将来を見据えた展開用地の確保等が課題となっていることから、中長期的なアジアの航空需要を見据え、空港能力の一層の向上や旅客ターミナルの拡充、展開用地の確保等、那覇空港を世界水準の拠点空港として機能強化を図る必要がある。さらに、長期的な需要見込みを基に、空港能力に対するオーバーフローや後追いのインフラ整備等が起こらないよう、国等関係機関と連携して取り組む必要がある。	【修正文案】 また、新たなニーズに対応できる施設整備や将来を見据えた展開用地の確保等が課題となっていることから、中長期的なアジアの航空需要を見据え、空港能力の一層の向上や旅客ターミナルの <b>移設・更なる拡充、利便性の高いスポットの増設、処理能力向上に資する誘導路、その他付帯施設(駐車場・空港周辺道路等)などの十分な展開用地の確保、台風等を勘案した安定的な給油体制の構築など、那覇空港を世界水準の競争力高い拠点空港として高い品質や利便性を十分勘案した上での機能強化を図る必要がある。</b> さらに、長期的な需要見込みを基に、空港能力に対するオーバーフローや後追いのインフラ整備等が起こらないよう、国等関係機関と連携して取り組む必要がある。	沖縄において空港は県内外・海外との移動や産業振興、交流・物流拠点として重要な役割を果たしている。特に、主要産業である観光においては、沖縄を世界水準の観光リゾートとし訪れるお客様から高い満足度を得てリピーター増や滞在日数の増加に結びつけられるよう定時性等の品質や利便性を最大限高めると共に、周辺地域の他空港との競争力強化が必要と考える。 その視点において、沖縄観光の表玄関である那覇空港は、民間機の発着数が増加傾向にあると共に自衛隊機等の発着もある共用飛行場であり、現状、国内基幹空港の中でも極めて混雑度が高く且つそれが常態化し、特に航空機の定時性品質は悪化の一途にある。この解消には、第2滑走路と合わせ、高い品質を提供可能な形態での旅客ターミナル・誘導路・付帯施設等の施設配置の見直しや展開用地の確保(例：滑走路間への旅客ターミナル移設など)、旅客利便性の高い搭乗橋付きスポットや誘導路の増設、台風等被災時にも安定的な供給が担保される給油体制の構築が必要と考えられる。	【原文のとおり】 (理由) 委員ご指摘の内容に関しては、世界水準の拠点空港として機能強化を図ることに包括されると考えております。 また、現在県庁内において那覇空港の将来像を議論しております。具体的な項目については、将来像を基に、短・中・長期の段階的な検討が必要と考えております。 県としては、第二滑走路供用後も空港機能の強化に取り組み、世界水準の拠点空港を目指してまいりたいと考えております。	交通政策課	第3回 意見書 9月3日	済	別紙 2-2

意見書様式(修正文案用)

資料2

(沖縄21世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)等総点検報告書(素案)に対する意見)

基盤整備部会

番号	委員 専門委員	章	頁	行	報告書(素案)本文	意見(修正文案等)	理由等	審議結果(案) (事務局対応方針)	所管課	種別	処置 状況	最終振 り分け 方針
38-1	青木 専門委員						那覇空港を世界水準の空港にするとの記載について、どういところを高めれば世界に比するのかを具体的に記載すべき。	【原文のとおり】 (理由) 現在、県庁内において、世界水準の空港について議論しているところであります。 例えば、ハード面では、搭乗橋に直結した駐機スポットの増設や待合室の充実等、ソフト面では、国が進めている最先端技術・システム(自動手荷物預入機、スマートレーン、顔認証ゲート)の導入等、ストレスフリーで快適な旅行環境の実現を目指していくべきと考えております。 しかし、これらの事項は、決定されているものではなく、今後さらなる具体的な議論が必要であることから、現時点では「世界水準の拠点空港として機能強化を図ること」に包括して記載させていただいているところです。 県としても、委員ご指摘のとおり、どういところを高める必要があるかを今後具体的に検討してまいりますので、今回は原文のままとさせていただきますと存じます。	交通政策課	第3回 委員意見	未	別紙 2-2

## 意見書様式(修正文案用)

資料2

## (沖縄21世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)等総点検報告書(素案)に対する意見)

											基盤整備部会			
番号	委員 専門委員	章	頁	行	報告書(素案)本文	意見(修正文案等)	理由等	審議結果(案) (事務局対応方針)	所管課	種別	処置 状況	最終振 り分け 方針		
39	青木 専門委員	3章	454	19	同頁18行目以降に右文を追記。	<p>【追記文案】 また、新たなニーズに対応できる施設整備や将来を見据えた展開用地の確保等が課題となっていることから、中長期的なアジアの航空需要を見据え、空港能力の一層の向上や旅客ターミナルの移設・更なる拡充、利便性の高いスポットの増設、処理能力向上に資する誘導路、その他付帯施設(駐車場・空港周辺道路等)などの十分な展開用地の確保、台風等を勘案した安定的な給油体制の構築など、那覇空港を世界水準の競争力高い拠点空港として高い品質や利便性を十分勘案した上での機能強化を図る必要がある。</p> <p>さらに、長期的な需要見込みを基に、空港能力に対するオーバーフローや後追いのインフラ整備等が起こらないよう、国等関係機関と連携して取り組む必要がある。</p>	<p>沖縄において空港は県内外・海外との移動や産業振興、交流・物流拠点として重要な役割を果たしている。特に、主要産業である観光においては、沖縄を世界水準の観光リゾートとし訪れるお客様から高い満足度を得てリピーター増や滞在日数の増加に結びつけられるよう定時性等の品質や利便性を最大限高めると共に、周辺地域の他空港との競争力強化が必要と考える。</p> <p>その視点において、沖縄観光の表玄関である那覇空港は、民間機の発着数が増加傾向にあると共に自衛隊機等の発着もある共用飛行場であり、現状、国内基幹空港の中でも極めて混雑度高く且つそれが常態化し、特に航空機の定時性品質は悪化の一途にある。この解消には、第2滑走路と合わせ、高い品質を提供可能な形態での旅客ターミナル・誘導路・付帯施設等の施設配置の見直しや展開用地の確保(例:滑走路間への旅客ターミナル移設など)、旅客利便性の高い搭乗橋付きスポットや誘導路の増設、台風等被災時にも安定的な供給が担保される給油体制の構築が必要と考えられる。</p>	<p>【原文のとおり】 (理由) 委員ご指摘の内容に関しては、世界水準の拠点空港として機能強化を図ることに包括されると考えております。</p> <p>また、現在県庁内において那覇空港の将来像を議論しております。具体的な項目については、将来像を基に、短・中・長期の段階的な検討が必要と考えております。</p> <p>県としては、第二滑走路供用後も空港機能の強化に取り組み、世界水準の拠点空港を目指してまいりたいと考えております。</p>	交通政策課	第3回 意見書 9月3日	済	別紙 2-2		
40	青木 専門委員	3章	463	2~22	(3)航空機燃料税の軽減措置 航空機燃料税の軽減により路線の確保及び航空運賃の低廉化を図り、沖縄県における観光リゾート産業の振興や国際物流拠点の形成を推進するための制度として創設された。	<p>【修正文案】 (3)航空機燃料税等の軽減措置 航空機燃料税等の軽減により路線の確保及び航空運賃の低廉化を図り、沖縄県における観光リゾート産業の振興や国際物流拠点の形成を推進するための制度として創設された。</p>	<p>航空機燃料税、航行援助施設利用料、空港使用料(着陸料等)の沖縄線における軽減措置は、本土対比でも軽減率が高く、路線の確保、航空運賃の低廉化等に資する政策であり、他地域路線との競争力を強化し、沖縄県における観光リゾート産業の振興や物流拠点の形成を推進するため引き続き必要な制度と考えられる。</p>	【観光・交流産業部会申し送り】	観光・交流産業部会	第3回 意見書 9月3日	済	他部会		

意見書様式(修正文案用)

資料2

(沖縄21世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)等総点検報告書(素案)に対する意見)

基盤整備部会

番号	委員 専門委員	章	頁	行	報告書(素案)本文	意見(修正文案等)	理由等	審議結果(案) (事務局対応方針)	所管課	種別	処置 状況	最終振 り分け 方針
41	青木 専門 委員	3章	621	27	621頁26行目以降に右文を追記。	<p>【追記文案】</p> <p>また、新たなニーズに対応できる施設整備や将来を見据えた展開用地の確保等が課題となっていることから、中長期的なアジアの航空需要を見据え、空港能力の一層の向上や旅客ターミナルの移設・更なる拡充、利便性の高いスポットの増設、処理能力向上に資する誘導路、その他付帯施設(駐車場・空港周辺道路等)などの十分な展開用地の確保、台風等を勘案した安定的な給油体制の構築など、那覇空港を世界水準の競争力高い拠点空港として高い品質や利便性を十分勘案した上での機能強化を図る必要がある。</p> <p>さらに、長期的な需要見込みを基に、空港能力に対するオーバーフローや後追いのインフラ整備等が起こらないよう、国等関係機関と連携して取り組む必要がある。</p>	<p>沖縄において空港は県内外・海外との移動や産業振興、交流・物流拠点として重要な役割を果たしている。特に、主要産業である観光においては、沖縄を世界水準の観光リゾートとし訪れるお客様から高い満足度を得てリピーター増や滞在日数の増加に結びつけられるよう定時性等の品質や利便性を最大限高めると共に、周辺地域の他空港との競争力強化が必要と考える。</p> <p>その視点において、沖縄観光の表玄関である那覇空港は、民間機の発着数が増加傾向にあると共に自衛隊機等の発着もある共用飛行場であり、現状、国内基幹空港の中でも極めて混雑度高く且つそれが常態化し、特に航空機の定時性品質は悪化の一途にある。この解消には、第2滑走路と合わせ、高い品質を提供可能な形態での旅客ターミナル・誘導路・付帯施設等の施設配置の見直しや展開用地の確保(例:滑走路間への旅客ターミナル移設など)、旅客利便性の高い搭乗橋付きスポットや誘導路の増設、台風等被災時にも安定的な供給が担保される給油体制の構築が必要と考えられる。</p>	<p>【原文のとおり】 (理由)</p> <p>委員ご指摘の内容に関しては、世界水準の拠点空港として機能強化を図ることに包括されると考えております。</p> <p>また、現在県庁内において那覇空港の将来像を議論しております。具体的な項目については、将来像を基に、短・中・長期の段階的な検討が必要と考えております。</p> <p>県としては、第二滑走路供用後も空港機能の強化に取り組み、世界水準の拠点空港を目指してまいりたいと考えております。</p>	交通政策課	第3回 意見書 9月3日	済	別紙 2-2

意見書様式(修正文案用)

資料2

(沖縄21世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)等総点検報告書(素案)に対する意見)

											基盤整備部会			
番号	委員 専門委員	章	頁	行	報告書(素案)本文	意見(修正文案等)	理由等	審議結果(案) (事務局対応方針)	所管課	種別	処置 状況	最終振 り分け 方針		
42	青木 専門 委員	3章	684	33~39	また、新たなニーズに対応できる施設整備や将来を見据えた展開用地の確保等が課題となっていることから、中長期的なアジアの航空需要を見据え、空港能力の一層の向上や旅客ターミナルの拡充、展開用地の確保等、那覇空港を世界水準の拠点空港として機能強化を図る必要がある。さらに、長期的な需要見込みを基に、空港能力に対するオーバーフローや後追いのインフラ整備等が起こらないよう、国等関係機関と連携して取り組む必要がある。	【修正文案】 また、新たなニーズに対応できる施設整備や将来を見据えた展開用地の確保等が課題となっていることから、中長期的なアジアの航空需要を見据え、空港能力の一層の向上や旅客ターミナルの移設・更なる拡充、利便性の高いスポットの増設、処理能力向上に資する誘導路、その他付帯施設(駐車場・空港周辺道路等)などの十分な展開用地の確保、台風等を勘案した安定的な給油体制の構築などを、那覇空港を世界水準の競争力高い拠点空港として高い品質や利便性を十分勘案した上での機能強化を図る必要がある。 さらに、長期的な需要見込みを基に、空港能力に対するオーバーフローや後追いのインフラ整備等が起こらないよう、国等関係機関と連携して取り組む必要がある。	沖縄において空港は県内外・海外との移動や産業振興、交流・物流拠点として重要な役割を果たしている。特に、主要産業である観光においては、沖縄を世界水準の観光リゾートとし訪れるお客様から高い満足度を得てリピーター増や滞在日数の増加に結びつけられるよう定時性等の品質や利便性を最大限高めると共に、周辺地域の他空港との競争力強化が必要と考える。 その視点において、沖縄観光の表玄関である那覇空港は、民間機の発着数が増加傾向にあると共に自衛隊機等の発着もある共用飛行場であり、現状、国内基幹空港の中でも極めて混雑度が高く且つそれが常態化し、特に航空機の定時性品質は悪化の一途にある。この解消には、第2滑走路と合わせ、高い品質を提供可能な形態での旅客ターミナル・誘導路・付帯施設等の施設配置の見直しや展開用地の確保(例：滑走路間への旅客ターミナル移設など)、旅客利便性の高い搭乗橋付きスポットや誘導路の増設、台風等被災時にも安定的な供給が担保される給油体制の構築が必要と考えられる。	【原文のとおり】 (理由) 委員ご指摘の内容に関しては、世界水準の拠点空港として機能強化を図ることに包括されると考えております。 また、現在県庁内において那覇空港の将来像を議論しております。具体的な項目については、将来像を基に、短・中・長期の段階的な検討が必要と考えております。 県としては、第二滑走路供用後も空港機能の強化に取り組み、世界水準の拠点空港を目指してまいりたいと考えております。	交通政策課	第3回 意見書 9月3日	済	別紙 2-2		
43	青木 専門 委員	3章	481	2~8	また、国内外の航空整備需要の増大が見込まれること等を踏まえ、那覇空港内において航空機整備施設を整備し、平成31年1月から航空機整備専門会社による航空機整備事業が開始された。本県では、航空関連産業クラスターの形成に向け、関連する産業の誘致を図っている。あわせて、人材育成については、沖縄工業高等専門学校において、今後、同クラスターにおいて、今後、同クラスター関連企業における需要の高まりを踏まえ、平成27年度より国立高専初となる「航空技術者プログラム」を新規開設しており、航空関連産業に従事する技術者の人材育成が期待されている。	【修正文案】 また、国内外の航空整備需要の増大が見込まれること等を踏まえ、那覇空港内において航空機整備施設を整備し、平成31年1月から航空機整備専門会社による航空機整備事業が開始された。本県では、沖縄の既存地域航空会社に加え同整備専門会社を核とした航空関連産業クラスターの形成に向け、関連する産業の誘致を図っている。あわせて、人材育成については、沖縄工業高等専門学校において、今後、同クラスター関連企業における需要の高まりを踏まえ、平成27年度より国立高専初となる「航空技術者プログラム」を新規開設しており、航空関連産業に従事する技術者の人材育成が期待されている。	那覇空港には、新規に開設された整備専門会社のほか、整備事業を手掛ける地域航空会社(JTA, RAC)が存在することから、沖縄県がめざす航空関連産業クラスターの形成と更なる発展には、その双方が核となりつつ、更に新規企業が参画する方向性が適切と考えられることから、地域に根差してきた整備事業も手掛ける航空会社も加えた取扱いが適切と考えられる。	【産業振興部会へ申し送り】	産業振興部会	第3回 意見書 9月6日	済	他部会		

## 意見書様式(修正文案用)

資料2

## (沖縄21世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)等総点検報告書(素案)に対する意見)

番号	委員 専門委員	章	頁	行	報告書(素案)本文	意見(修正文案等)	理由等	基盤整備部会				
								審議結果(案) (事務局対応方針)	所管課	種別	処置 状況	最終振 り分け 方針
44	青木 専門 委員	3章	483	9~12	航空関連産業クラスターの形成に向けては、まず起点となる航空機整備事業において、国内外の航空機整備需要を取り込む必要があることから、整備量の拡大を図るため海外エアラインを含めた新たな顧客獲得に向け、インセンティブの強化・創出等の支援に取組む必要がある。	航空関連産業クラスターの形成に向けては、まず核となる <b>沖縄の既存地域航空会社並びに航空機整備事業会社</b> において、国内外の航空機整備需要を取り込む必要があることから、整備量の拡大を図るため海外エアラインを含めた新たな顧客獲得に向け、インセンティブの強化・創出等の支援に取組む必要がある。	那覇空港には、新規に開設された整備専門会社のほか、整備事業を手掛ける地域航空会社(JTA, RAC)が存在することから、沖縄県がめざす航空関連産業クラスターの形成と更なる発展には、その双方が核となりつつ、更に新規企業が参画する方向性が適切と考えられることから、地域に根差してきた整備事業も手掛ける航空会社も加えた取扱いが適切と考えられる。	【産業振興部会へ申し送り】	産業振興部会	第3回 意見書 9月6日	済	他部会
45	青木 専門 委員	4章	689	4~10	また、国内外の航空整備需要の増大が見込まれること等を踏まえ、那覇空港内において航空機整備施設を整備し、平成31年1月から航空機整備専門会社による航空機整備事業が開始された。本県では、航空関連産業クラスターの形成に向け、関連する産業の誘致を図っている。あわせて、人材育成については、沖縄工業高等専門学校において、今後、本格的な航空機整備施設の稼働による航空機整備需要の高まりを踏まえ、平成27年度より国立高専初となる「航空技術者プログラム」を新規開設しており、航空関連産業に従事する技術者の人材育成が期待されている。	【修正文案】 また、国内外の航空整備需要の増大が見込まれること等を踏まえ、那覇空港内において航空機整備施設を整備し、平成31年1月から航空機整備専門会社による航空機整備事業が開始された。本県では、 <b>沖縄の既存地域航空会社に加え同整備専門会社を核とした航空関連産業クラスターの形成に向け、関連する産業の誘致を図っている。あわせて、人材育成については、沖縄工業高等専門学校において、今後、同クラスター関連企業等における需要の高まりを踏まえ、平成27年度より国立高専初となる「航空技術者プログラム」を新規開設しており、航空関連産業に従事する技術者の人材育成が期待されている。</b>	那覇空港には、新規に開設された整備専門会社のほか、整備事業を手掛ける地域航空会社(JTA, RAC)が存在することから、沖縄県がめざす航空関連産業クラスターの形成と更なる発展には、その双方が核となりつつ、更に新規企業が参画する方向性が適切と考えられることから、地域に根差してきた整備事業も手掛ける航空会社も加えた取扱いが適切と考えられる。	【産業振興部会へ申し送り】	産業振興部会	第3回 意見書 9月6日	済	他部会

## 意見書様式(修正文案用)

資料2

## (沖縄21世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)等総点検報告書(素案)に対する意見)

基盤整備部会												
番号	委員 専門委員	章	頁	行	報告書(素案)本文	意見(修正文案等)	理由等	審議結果(案) (事務局対応方針)	所管課	種別	処置 状況	最終振 り分け 方針
46	青木 専門委員	4章	690	32~35	航空関連産業クラスターの形成に向けては、まず起点となる航空機整備事業において、国内外の航空機整備需要を取り込む必要があることから、整備量の拡大を図るため海外エアラインを含めた新たな顧客獲得に向け、インセンティブの強化・創出等の支援に取り組む必要がある。	航空関連産業クラスターの形成に向けては、まず核となる <b>沖縄の既存地域航空会社並びに航空機整備事業会社</b> において、国内外の航空機整備需要を取り込む必要があることから、整備量の拡大を図るため海外エアラインを含めた新たな顧客獲得に向け、インセンティブの強化・創出等の支援に取り組む必要がある。	那覇空港には、新規に開設された整備専門会社のほか、整備事業を手掛ける地域航空会社(JTA, RAC)が存在することから、沖縄県がめざす航空関連産業クラスターの形成と更なる発展には、その双方が核となりつつ、更に新規企業が参画する方向性が適切と考えられることから、地域に根差してきた整備事業も手掛ける航空会社も加えた取扱いが適切と考えられる。	【産業振興部会へ申し送り】	産業振興部会	第3回 意見書 9月6日	済	他部会
47	宮城 副部会長	3章	P422	5-7	安定したエネルギーの確保については、沖縄県の電力供給体制が独立していることに加え、離島が多いなど構造的な不利性を有しているという課題がある。このため、 <b>効率的な電力活用</b> や再生可能エネルギーの導入等に取り組む...	安定したエネルギーの確保については、沖縄県の電力供給体制が <b>他府県の大規模系統から独立していることに加え、離島が多いなど電力融通に対する構造的な不利性を有しているという課題がある</b> 。このため、 <b>需給バランスの取れた効率的な電力活用</b> や再生可能エネルギーの...	文章の意味を、明確にするため。	【産業振興部会へ申し送り】	産業振興部会	第3回 意見書 9月8日	済	他部会
48	宮城 副部会長	3章	P422	29行	平成29年で97.2%へと上昇しており...	平成29年で97.2% <b>となっており</b> へと上昇しており...  (事務局修正案) 「平成23年(基準値)の87.3%から平成29年には97.2%へと上昇しており...」  ※参考 P671-16行	...へと上昇しており、という表現はどの時点からの上昇かを示さないといけないので。	【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】 (理由) 委員ご指摘のとおり、どの時点からの上昇かが記載されていないため、修正します。	総合情報 政策課	第3回 意見書 9月8日	済	別紙 2-2

意見書様式(修正文案用)

資料2

(沖縄21世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)等総点検報告書(素案)に対する意見)

基盤整備部会

番号	委員 専門委員	章	頁	行	報告書(素案)本文	意見(修正文案等)	理由等	審議結果(案) (事務局対応方針)	所管課	種別	処置 状況	最終振 り分け 方針
49	宮城 副部長	3章	P423	22-25	<p>情報通信基盤の高度化と地域情報化の促進については、離島地区において、本島から遠隔に位置するという地理的条件や採算性の問題から、民間通信事業者による情報通信基盤の整備が分は進まず、都市部との情報格差が恒常化するおそれがあるため、情報格差の是正に向けた情報通信基盤の整備を支援する必要がある。</p>	<p>情報通信基盤の高度化と地域情報化の促進については、離島地区において、本島から海を隔てて遠隔に位置するという地理的条件や利用に係る採算性の問題から、民間通信事業者による情報通信基盤の整備が進まず、都市部との情報格差が恒常化するおそれがあるため、情報格差の是正に向けて去情報通信基盤の整備を支援する必要がある。</p> <p>(事務局修正案) 「情報通信基盤の高度化と地域情報化の促進については、離島地区において、本島から海を隔てて遠隔に位置するという地理的条件や利用に係る採算性の問題から、民間通信事業者による情報通信基盤の整備が進まず、都市部との情報格差が恒常化するおそれがあるため、情報格差の是正に向けて情報通信基盤の整備を支援する必要がある。」</p>	文章の意味を明確にするため。	<p>【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】 (理由) 委員ご指摘のとおり、文章の意味を明確にするため、修正文案のとおり修正します。</p>	総合情報 政策課	第3回 意見書 9月8日	済	別紙 2-2

意見書様式(修正文案用)

資料2

(沖縄21世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)等総点検報告書(素案)に対する意見)

							基盤整備部会					
番号	委員 専門委員	章	頁	行	報告書(素案)本文	意見(修正文案等)	理由等	審議結果(案) (事務局対応方針)	所管課	種別	処置 状況	最終振 り分け 方針
50	宮城 副部長	3章	423	30-35	電子自治体の構築については、行政サービスの高度化を図るため、電子申請システムを活用した一般住民向け申請・届出等の拡充や統合型地理情報システムで発信する情報の拡充等を図る必要がある。また、電子自治体構築の推進に不可欠な沖縄県総合行政情報通信ネットワークについては、今後の上昇する地域社会の要求水準に伴い、機能の拡充を図る必要がある。	電子自治体の構築においては、行政サービスの高度化を図るため、電子申請システムを活用した一般住民向け申請・届出等の拡充や統合型地理情報システムで発信する情報の拡充等、行政サービスの高度化を図る必要がある。また、電子自治体構築の推進に不可欠な沖縄県総合行政情報通信ネットワークについては、防災・防犯対策、住民データの情報公開と保護の他、行政手続の迅速性・簡素化等、今後の上昇する地域社会の要求水準に伴い、機能の拡充を図る必要がある。 (事務局修正案) 「電子自治体の構築においては、電子申請システムを活用した一般住民向け申請・届出等や統合型地理情報システムで発信する情報の拡充、行政情報の公開と保護の他、行政手続の迅速性・簡素化等、行政サービスの高度化を図る必要がある。また、電子自治体構築の推進に不可欠な沖縄県総合行政情報通信ネットワークについては、防災対策に加え、LGWANや住基ネットなど行政情報の増大等、今後とも上昇する地域社会の要求水準に伴い、機能の拡充を図る必要がある。」	422頁35行との文章のダブリを避けるとともに、地域社会の要求水準の高まりを具体的に述べる。	【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】 (理由) 委員ご指摘のとおり、電子自治体の構築については、文章表現の重複を避け、行政サービスの高度化を具体的に追加します。 沖縄県総合行政情報通信ネットワークについては、地域社会の要求水準の高まりに関する具体的な記述を追加します。	総合情報 政策課	第3回 意見書 9月8日	済	別紙 2-2
51	宮城 副部長	3章	472	37-39	これらの取り組みなどにより、沖縄国際情報通信ネットワークの利用通信容量数については、平成29年度に101Gbpsとなっている。利活用は進んでいるが目標の達成に向けて一層の推進が必要である。	これらの取り組みなどにより、沖縄国際情報通信ネットワークの利用通信容量数については、平成29年度に101Gbpsとなっている。利活用は進んでいるが目標の達成に向けて一層の推進が必要である。	ここは成果等の中の文章であり、一層の推進が必要である、という文は成果の話ではなく、やり残した課題になっているため。	【産業振興部会へ申し送り】		第3回 意見書 9月8日	済	他部会
52	宮城 副部長	3章	473	3	沖縄IT津梁パークには、平成30年9月末時点、ソフトウェア開発等の企業・・・。	沖縄IT津梁パークには、平成30年9月末時点でソフトウェア開発等の企業・・・。	ワープロミスの修正。	【産業振興部会へ申し送り】		第3回 意見書 9月8日	済	他部会
53	宮城 副部長	3章	473	6-8	これらの取組みにより、沖縄IT津梁パーク企業集積施設数については、平成29年度に3棟となっている。施設の完成が遅れたことにより、基準値より前進はしているが、目標の達成に向けて一層の推進が必要である。	これらの取組みにより、沖縄IT津梁パーク企業集積施設数については、平成29年度に3棟となっている。施設の完成が遅れたことにより、基準値より前進はしているが、目標の達成に向けて一層の推進が必要である。	この文章は成果ではなく課題になっている。	【産業振興部会へ申し送り】		第3回 意見書 9月8日	済	他部会

## 意見書様式(修正文案用)

資料2

## (沖縄21世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)等総点検報告書(素案)に対する意見)

番号	委員 専門委員	章	頁	行	報告書(素案)本文	意見(修正文案等)	理由等	基盤整備部会				
								審議結果(案) (事務局対応方針)	所管課	種別	処置 状況	最終振 り分け 方針
54	宮城 副部長	3章	473	13-14	久米島地区では既設ケーブルを活用して2ルート化することで、高度な情報通信基盤を構築した。	久米島地区では既設ケーブルを活用して2ルート化することで、高度かつロバストな情報通信基盤を構築した。  (事務局修正案) 「久米島地区では既設ケーブルを活用して2ルート化することで、高度化かつ強じん化された情報通信基盤を構築した。」	2ルート化は通信の安定性、信頼性を向上させ、高度化の他に通信のロバスト性(頑強性)を高めるため。	【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】 (理由) 2ルート化により通信の安定性、信頼性を向上させることについては、委員ご指摘のロバスト性(頑強性)との表現もあると思われませんが、強じん性については強く・しなやかという意味があり、ネットワーク強じん化との表現もあることから、これまでどおり「強じん化」という表現に修正します。	総合情報 政策課	第3回 意見書 9月8日	済	別紙 2-2
55	神谷 専門委員						現在の「課題及び対策」の区切りをまたがる議論に対し、章・節ごとにも「まとめ(課題及び対策)」を加える。	【原文のとおり】 (理由) 報告書(素案)の構成について、第1章は本土復帰からこれまでの沖縄振興の背景や意義等について総括し、今後の沖縄振興の基本的な考え方や方向性を示しております。第2章は復帰以降の分野別に(現状)、(課題)で整理し、第3章は実施計画の施策展開ごとに(成果等)、(課題及び対策)で整理してしております。 報告書(素案)の構成を変更することは、全体構成にも影響がでるため、内容がまたがるものにつきましては、個別の案件ごとに対応したいと考えていることから原文のとおりとしたい。	企画調整 課	第4回 意見書 9月10日	未	別紙 2-2
56	神谷 専門委員	1章	13	10	記載なし	記載なし	Smart City(沖縄ではSmart Islandでも良い)について、第3回の議論において、Smart Mobilityの考え方から整理すべき事項、伊良部架橋による効果と影響に関して、観光施策・道路施策・都市計画施策の連携が指摘されている。これらを含む考え方の一つとしてSmartという概念での整理も重要だと考える。	【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】 (理由) スマートシティやスマートアイランドの概念により、AIやIoT、ビッグデータを活用し、交通や行政サービスなど社会基盤を効率的に管理・運営することで、沖縄県が抱える様々な課題の解決が期待できることから総点検報告書に追記を行いたい。 (事務局案) <u>渋滞やエネルギー問題など沖縄で起きている様々な問題に対して、スマートシティやスマートアイランドの概念により、AIやIoT、ビッグデータの活用やPPP/PFIによる民間活力を導入することで、交通や行政サービス、エネルギーなど社会基盤を効率的に管理・運営し、沖縄県が抱える様々な課題の解決を図っていく必要がある。</u>	土木総務 課	第4回 意見書 9月10日	未	別紙 2-2 2-4 【新】

意見書様式(修正文案用)

資料2

(沖縄21世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)等総点検報告書(素案)に対する意見)

基盤整備部会

番号	委員 専門委員	章	頁	行	報告書(素案)本文	意見(修正文案等)	理由等	審議結果(案) (事務局対応方針)	所管課	種別	処置 状況	最終振 り分け 方針
57	神谷 専門委員						EBPM (Evidence Based Polity Making) について、データ・証拠に基づいた意思決定および効果計測は、現在の日本(国だけでなく、地方公共団体においても)必要不可欠になっている。10年前では「満足度」という計測で良かったものが、現在のIoT、ICT、各種センサー技術の進展により、計測可能なヒト・モノ・コトの流れが多数存在する。これらを活用することは、Society 5.0の観点からも矛盾が生じている。	【原文のとおり】 (理由) 「目標とするすがた」については、計画策定時に設定されたものとなっております。今後適切な指標等がございましたら、次期計画策定時において、 <b>計測可能なデータの活用</b> を検討したいと考えております。 「目標とするすがた」は、基本施策ごとに、その進捗状況を把握する指標として設定しております。各施策ごとに「成果指標」を設定しており、この指標により、定量的・客観的に評価・検証を行っていることから、原文のとおりとしたい。	企画調整課	第4回 意見書 9月10日	未	別紙 2-2
58	神谷 専門委員	2章	169	3~15	現在世界的規模で進んでいる、AI、IoT、ロボット等の新技術の活用による第四次産業革命の動きを捉え、これらの新技術を活用した産業の高度化、新ビジネス創出、利便性・効率性の高い社会システムの構築など、社会の様々な場面で新技術・イノベーションの効果的な活(Society5.0の実現)を進めていく必要がある。 このため、Society5.0やデータを収集・活用して社会的価値を生み出すデータ駆動型社会に耐える、情報産業インフラの整備や人材確保について検討を行う必要がある。同センターの活用により、情報通信関連産業の高付加価値化や新ビジネス創出等を促進するとともに、観光、ものづくり、農業、物流、各種サービスなど、様々な産業において新技術の活用を促進し、生産性の向上を図る必要がある。		Society 5.0について、各種計測技術の進展、さらには5Gなど通信関連の技術革新は目覚ましく、自動運転(支援)技術も含め、このような観点からの社会基盤の在り方についても議論しておくべきだと考えられる。	【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】 (理由) (事務局案) Society 5.0について、各種計測技術の進展、さらには5Gなど通信関連の技術が進んでおり、社会基盤についてもAIやIoT技術とビックデータを活用することで、生産性の向上が図られると期待できることから委員意見を受け総点検報告書に追記を行いたい。 (事務局案) 現在世界的規模で進んでいる、AI、IoT、ロボット等の新技術の活用による第四次産業革命の動きを捉え、これらの新技術を活用した産業の高度化、新ビジネス創出、利便性・効率性の高い社会システムの構築など、社会の様々な場面で新技術・イノベーションの効果的な活(Society5.0の実現)を進めていく必要がある。 このため、Society5.0やデータを収集・活用して社会的価値を生み出すデータ駆動型社会に耐える、情報産業インフラの整備や人材確保について検討を行う必要がある。同センターの活用により、情報通信関連産業の高付加価値化や新ビジネス創出等を促進するとともに、観光、ものづくり、農業、物流、 <b>建設</b> 、各種サービスなど、様々な産業において新技術の活用を促進し、生産性の向上を図る必要がある。	土木総務課	第4回 意見書 9月10日	未	別紙 2-2 2-4 【新】

意見書様式(修正文案用)

資料2

(沖縄21世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)等総点検報告書(素案)に対する意見)

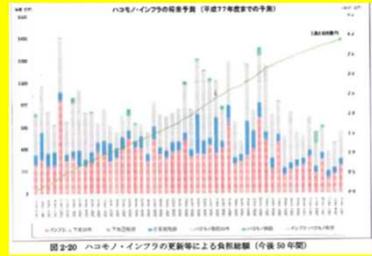
基盤整備部会

番号	委員 専門委員	章	頁	行	報告書(素案)本文	意見(修正文案等)	理由等	審議結果(案) (事務局対応方針)	所管課	種別	処置 状況	最終振 り分け 方針
59	神谷 専門委員	1章	10	10~27	-	-	SDGsについて、17の目標に対し、社会基盤整備の観点からどのような貢献ができ、どこに課題があるのかを明らかにしておくことは、世界の潮流から考えたとき、必要不可欠である。現在の目標をそのまま使うのではなく、例えば、SDGs for Okinawa (もしくはSmall Island) の方が適切かとも考えられる。	【原文のとおり】 (理由) (事務局案) SDGsの沖縄版については、令和元年度より、全庁を挙げSDGsの取組を本格的に開始したところであり、国際社会の動向や国が策定した「SDGs実施方針」等を踏まえ、沖縄らしいSDGsの取組を全体的に推進し、持続可能な沖縄の発展(Sustainable Development Island Okinawa: SDIO)を目指していくとの記載があることから原文のとおりとしたい。	土木総務課	第4回 意見書 9月10日	未	別紙 2-2 2-4 【新】
60	神谷 専門委員						PR (Public Relations) について、点検書の各所に「関係機関との調整」という文言が使われているが、長年解決していない課題も多く存在している。これらに対し、近年ではPRの考え方(日本では広報としての意味しかとらえられていないが、これはほんの一部)も重要である。どのように調整・協議するのか、この方向性を示しておかなければ、調整のための調整になりかねない。	【〇〇】 (理由) 神谷専門委員に内容確認中	企画調整課	第4回 意見書 9月10日	未	未

意見書様式(修正文案用)

資料2

(沖縄21世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)等総点検報告書(素案)に対する意見)

							基盤整備部会					
番号	委員 専門委員	章	頁	行	報告書(素案)本文	意見(修正文案等)	理由等	審議結果(案) (事務局対応方針)	所管課	種別	処置 状況	最終振 り分け 方針
61	神谷 専門委員	2章	115	13	記載なし	記載なし	<p>PPP/PFIについて、この考え方は10年前にも存在していたが、財政がひっ迫する状況において、この重要性はさらに高まってきている。また、第3回の社会基盤整備部会においても、効率的な予算執行の考え方が指摘されたように思う。これらより、民間活力の活用を含めた切り口も重要だと考えられる。</p>	<p>【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】 (理由) 今後、維持修繕等において、多額の費用が生じることなどから民間活力(PPP/PFI)の導入を図りながら限りある予算を効率的に執行していく必要があると考えられることから、総点検報告書に追記を行う。 (事務局案) (現状)【2章115頁13行】 e <u>長寿命化</u> 沖縄県は亜熱帯気候に属し、高温多湿で周囲を海に囲まれていることから海塩粒子の飛散が多く、全国でも有数の塩害の厳しい環境下にある。また復帰後、大量に社会基盤施設が整備されたことから、施設の多くが50年を経過し老朽化や耐久性の低下が懸念されている。 そのため社会基盤施設の適切な点検、診断により施設の状態を把握し、予防的な補修・補強や計画的な施設の更新を進めることで、ライフサイクルコストの最小化と構造物の長寿命化を図り、社会基盤施設の安全性・信頼性を確保することが求められている。</p>  <p>(課題) 沖縄県のインフラ施設の維持管理・更新費用の将来予測は、現在の施設の数量・規模を維持していく場合を想定すると、今後50年間で約3兆8,828億円と試算されており、年平均で776億円が見込まれている。(沖縄県公共施設等総合管理計画平成28年10月) 今後見込まれる膨大な維持・更新費用を限られた人員、予算の中で必要な点検、診断、修繕、更新を長寿命化修繕計画等に基づき計画的に推進する必要がある。そのため新技術(ICT、非破壊検査技術等)や民間活力(PPP/PFI)を導入することにより、ライフサイクルコストの最小化と構造物の長寿命化を図り、社会基盤施設の安全性・信頼性を確保する必要がある。</p>	土木総務課	第4回 意見書 9月10日	未	別紙 2-2 2-4 【重】